

れぞれの家庭でのチーク・マイナス六%であったり、一人一日一キログラムのCO₂削減を一生懸命呼びかけています。もちろん真摯な呼びかけをしているし、その努力は賛賛に値するんですが、例えばここにおられる皆さんでも、そもそも自分の家で何キログラムCO₂を出しているのかが分からない状態にあります。環境省としても環境家計簿を付けてほしいということを呼びかけているんですですが、具体的に言えば、やはり〇・五%ぐらいいの人しか自分の家の環境家計簿を付けてCO₂排出量を把握している人がいません。そんな中で、私たちは考えました。そうです。エネルギー事業者に協力をしてもらえば、それぞれの家庭のCO₂排出量が分かるということです。例えば電気が何キロワット使ったというのが分かれば、それに排出係数を掛ければその電気に基づく家庭のCO₂排出量が分かるわけです。例えばガスについても、ガス何立方メートル使ったとなれば、それに排出係数である例えば二・二一を掛けばその家の何キログラムCO₂を排出したのかが分かるわけです。

今回はそれぞれの企業の努力義務としましたが、例えば電気やガスでいえば、検針票などに記載してもらう、場合によつては明細書、場合によつては請求書でも結構なんですが、それぞれのエネルギー使用料に基づくCO₂排出量を小さく記載していただきよう努力義務を付けることによつて、今まで家庭では全く分からなかつた自分たちのCO₂排出量が分かるようになります。それが今回の改正案の目標です。

○大久保潔重君 今回の法改正で、情報提供、そ

の通知方法まで具体的にお示しいただきました。検針票などのあるいは領収書なのか明細書なのか、是非これを具体的に検討を進めていただき、そしてしっかりととした情報提供を一般消費者に対しても行うことによつてお互いの排出量削減の努力をやつていこうということで、非常に共感するところであります。せつからくですから、村井議員に最後一点。

企業に対して我が党、民主党が公約の中で示しております有価証券報告書への記載について衆議院においてはどのような議論がなされたのか、そして、その有価証券報告書への記載についての今後検討すべきことなどありましたら、お答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(村井宗明君)

皆さんも、お聞きしたいことがあります。それはこの国を動かす最大のパワーは何かということです。この資本主義の国においては、やはり資本やお金が国を動かす最大の力となっています。今や国際金融は国境の壁を飛び越えてあちこちに何百兆円というお金が行きたり来たりして、それが社会を動かしていく

もちろんそれぞれの有価証券報告書には、どの企業がどれだけもうかりそうか、それからどういう実績を上げているのかが記載してあって、それをに基づく投資、これが基本であることは言うまでも、しかし地球温暖化の問題も含めて、この環境問題というのは本当に国内においても事業者、各御家庭一体となつて取り組むべき問題でありますし、また世界がやつぱり一丸となつて取り組むべき問題だと思います。これは本当に一つの方法として、またこれらいろんな克服しなければならない問題もたくさんあるでしょうけれども、是非それはまたいろいろな議論の中で方向性を出していけばというふうに思つております。ありがとうございました。

次に、政府にお尋ねをいたします。

○大久保潔重君 今回の法改正で、事業者は国民の日常生活における温室効果ガス排出抑制の取組に寄与する措置の努力義務が明記されております。しかし、イメージがわかないであります。具体的にどのようなことを考えておられるのか、また排出抑制を支援する役務提供者の協力とはどのようなことを想定しておられるのか、お答えしていただければと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) おきまして、事業者について二つの指針を作つてその努力をお願いしたいと思っております。

一つは、もちろん人づくりなどの過程において、あるいは車を走らせる過程において出てくるものいかに減らすかということございます。

もう一点が、今お話をございましたやはり家庭部の環境関連投資を増やしていくことができるところです。その上で今回はあるべき動きの中に環境というファクターを入れれば、この国の未来、そして世界の流れを変えていき、環境関連投資を増やしていくことができるところです。その上で今回あるべき動きの中に環境というファクターがそれだけ金融の流れ全体に影響を与えるほど重要なものなのかどうかについての議論はあると思います。私はそれだけ環境というものが経済と密接な結び付きがあるものだから有

価証券報告書も含めて検討していくべきだというふうに今回の文言を入れさせていただきましたが、今後は環境大臣を始めとして金融庁の皆さんと一緒にしっかりと真摯な議論をし、環境と金融をどれだけ結び付けていくのか、環境と経済の両立を図るルール作りが求められている、そのための検討が今回の附則でございます。

○大久保潔重君 経済活動と本当に環境問題といふのは一見相反するような部分もございますけれども、しかし地球温暖化の問題も含めて、この環境問題というのは本当に国内においても事業者、各御家庭一体となつて取り組むべき問題でありますし、また世界がやつぱり一丸となつて取り組むべき問題だと思います。これは本当に一つの方法として、またこれらいろんな克服しなければならない問題もたくさんあるでしょうけれども、是非それはまたいろいろな議論の中で方向性を出していけばというふうに思つております。ありがとうございました。

次に、政府にお尋ねをいたします。

○大久保潔重君 今回の法改正で、事業者は国民の日常生活における温室効果ガス排出抑制の取組に寄与する措置の努力義務が明記されております。しかし、イメージがわかないであります。具体的にどのようなことを考えておられるのか、また排出抑制を支援する役務提供者の協力とはどのようなことを想定しておられるのか、お答えしていただければと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) このベンチマークでござります、今回私ども法律をお通しいただければ是非とも早い時期にその準備に着手をしたいと考えております。

基本的には、排出抑制を努める上でその目標にすべき望ましい水準でなければならぬということがござります。国際的な分析もいたしまして、例えばオフィスにおける床面積とかあるいはまた物の一トン当たりの生産とか、そういった各事業分野によってベースになるものは違いますけれども、各事業分野のその事業活動の規模、活動量を

示す適切な指標を作りまして、それに対しても、それに対して温室効果ガスがどれだけ抑えられるのか、どれだけ出るのかということについての水準を示していくべきだと思っております。これにつきましては、もちろん経済的な面の勘案は必要でございます。その上で、一般的な事業者が最大限効率的な設備の導入や適切な方法による利用を行つた場合に期待される水準というござります。

なお、当然私どもとしましては、その水準の数字のみならず、その数字の前提としては、どういう設備の導入あるいはどういう設備の利用方法と、そういうことも併せて示していきたいと考えておるところでございます。

○大久保潔重君 そういう水準のみならずということではありますので、是非そういうのを提示していただき、どんどんどんどん促進していただきたいと思います。

先ほど話のありました、CO₂というのが見えないものですから、例えば日常生活における家電製品等、先ほどもありましたけれども、そのCO₂見える化、この具体的これから推進に対し思ひます。

○政府参考人(南川秀樹君) 御指摘のとおり、CO₂は他の汚染源と全く違う特徴を持つております。見えない、におわない、しかも身近なところでの害がない、健康被害などがすぐ及ぶわけではないということで、全く違う形の物質だというふうに考へておるところでございます。そのため、私どもとしましては、具体的に様々な見える化の努力をしていきたいと思っております。

例えば、私ども、日常生活におきまして、温室効果ガスの排出量の削減に関する情報提供の問題、それから消費者選択の材料となるような同種の製品についてのメーカーごとのCO₂排出量の違いとか、そういったものなどを踏まえまして、それを例えば具体的にエコポイントに反映すると、そういうことも考へておるところでござります。

○大久保潔重君 次に、自治体による実行計画といいましょうか、それについて質問いたします。

これまで、都道府県や市町村が率先して削減努力を行つておられます。その後はもっと外向きな地方自治体の実行計画を策定する必要があると考えますが、今回の改正で実行計画の、地方公共団体ですね、実行計画の拡充というふうに書いております。具体的な内容があればお示ししていただきたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 委員御指摘のおり、これまでの実行計画が内向きだったのは事実でございます。これは、印象のみならず仕組みがそうなつております。各県あるいは各市町村の自分たちの事業に関して、全体としてCO₂をどう減らすかということで制度ができるわけでござります。したがいまして、市民全體に対してあるいは県民全體に対する協力をいたしからかという観点が計画にはなかつたわけでござります。

今回、私ども、そういう状況を反省いたしましたことを各県あるいは特例市以上の市に期待をして、やはり地域全体としてどのように取り組んでいただかかということでのオーガナイザー役として、やはり地域のいろいろな実情もございますので、その地域に合ったエネルギー政策というのを、国としてもいろんな情

リジナルに考えていただきたいと思います。もちろん、全体的に私どもこういった法律上細かく案を作つてお示しする以上は、ミニユアルを作りまして、またそのデータも国際的な情報を含めてお付けして、各地域での取組が進むようにしたいとおもいます。ただ、あくまでそれを踏まえて是非地域で考えていただきたいと思ひます。し、その中で、特に私ども、今回の新しい条文の中で、県や指定都市などが計画を達成していく上で、必要があれば国役所について必要な協力を求めるといったことも入れたわけでございます。

したがいまして、もちろん私ども、設置段階から、環境省のみならず各省協力して対応いたしますけれども、その後も、作り放しでなくて、ただいたところでございます。

それから、新工法でございます。

新工法につきましては、何といいましても、長期的に考へれば、日本自身が化石燃料がほとんどゼロに近い国でございます。これから世界の需要が高まる中で、値段も上がつておりますし、やはり日本自身がいち早く脱炭素化、脱化石燃料という姿勢を明確にしていくことが必要だと思ひま

す。これはCO₂対策としても必要でございますし、ある種、国としての長期的な安全保障といふ意味でも是非必要なことだと考へております。

環境省自身の予算は少のうござりますけれども、私どもも、新エネルギーを地域で導入していくことについては、街区まるごとCO₂削減事業といったような形で、ごくわずかでござりますけれども支援をしております。また、そういった支援を行つ中で、私どもも具体的な各地域の取組を見ながら新しい方策を考えていきたいと考えているところでございます。

○大久保潔重君 地方はそれぞれ地域のいろいろな実情もございますので、その地域に合ったエネルギー政策というのを、国としてもいろんな情報をお示していただきたい、御支援をしていただければというふうに思つております。

新エネルギーといいますのは、もちろん環境にいいという問題だけじゃなくて、やはりそれが非環境省が大きく大きく積極的に関与していたいという問題だけじゃなくて、やはりそれが科学技術の振興であります。我が国は本当に資源に乏しく国土も狭いという状況の中で、やつぱり自然環境に配慮した産業の育成という意味でも、新エネルギーの開発促進といいますか、是非環境省が大きな役割を果たさなければいけません。ただ、その個々の思いであります。

話を飛び飛びになりますけれども、次にCDM クレジットについてちょっとお尋ねをいたします。

これはクリーン・ディベロップメント・メカニズム・クレジット、この今の現状と国際的な評価はどうなつておるのか。そして、環境省内でいろいろ議論されていると思いますけれども、今後積極的な取組になり得るのかどうか。それから、今回の改正案でも植林CDM事業についていろいろ記載がなされておりますけれども、この植林CDM事業の利点と不利益といいますか、メリットとデメリットがあればちょっとお示していただきたいというふうに思つております。

○政府参考人(南川秀樹君) CDMにつきまして

は、実は国際的な評価は様々でございます。CDMにつきまして、当然ながら大変、何ですかね、喜んでいます。やはり現在のCDMといいますのは、実際にCO₂などの温室効果ガスを排出するとその国が、途上国を想定しておりますけれども、その国に対して協力をするとその国での排出削減の努力がクレジットとなりまして、それが商品として出回ると、それを購入するということで、そういう間接的な影響によつてその途上国の技術開発を促進し、その削減を図つていこうと、そして先進国だけで下げられない部分についてそういった部分で賄つていこうということございます。

したがいまして、やはりある部分が商品化いたしまして値段が付いていく、その結果としまして、非常に金の掛かる対策であつても、その一トントンを減らすのに例えば二十ドル、三十ドル掛かるものであつても、また逆に一トンを減らすのに一ドルも要らないような対策であつても、同じような値段が付く場合が多うございます。これは様々な場合がございます。

ただ、そういったこともございまして、本当に元々このCDM制度がねらつておつた途上国の技術開発に役立つと、途上国を含めた世界的な削減に真に役立つものになつていいかについて批判も随分あるということは御承知のとおりでございます。これをとらえまして、温暖化対策といふのはマネーベースじゃないかというような強い批判をされる方も多いございますし、現在の温暖化対策を批判する中で最も多いのがこの分野じゃないかというふうに私自身は承知をしております。

ただ、この分野につきましては、昨日までの環境大臣会合でも実は話題になりました。その中で、これにつきましては、済みません、ちょっととすぐ出てこないんですが、議長サマリーにもその部分が反映されております。

例えば、昨日のサマリーの中では、CDMプロジェクトにつきまして、CDMプロジェクトの推

進のインセンティブを与える推進力ということです、炭素に価格を付けることが大事だといふ話をございましたし、またもう一つ、このCDMにつきましては、持続可能な開発に貢献できるますけれども、その国に対して協力をするとその

摘要されたわけでございます。

したがいまして、様々な議論がございます。たゞ、私どもとしましては、これまでやはりCDMについては役立つている部分もあるわけでござい

ます。例えば、まず日本の取組でございますけれども、これにつきましては、これまで政府におきましては、二〇〇六年度で約六百四十万トン、そ

れから二〇〇七年度におきましては千六百六十万

トンの取得契約をいたしました。五年間で一・六

%に当たる約一億トンのCO₂の部分を購入する

という計画でございます。これについては、第一

約束期間の京都議定書を守るためにもしっかりとや

りたいと考えているところでございます。

ただ、いざれにしましても、できるだけやはり購入する限りは、政府として安く買うという努力

をするのは当たり前でございますので、CDMだけ

だけでなく、京都メカニズム全体の中にございま

す、例えば枠の余つている国から環境投資をして

いただく前提で直接枠を買つてくるようなシステ

ム等がございますので、そういうことも含めて

できるだけ幅を広げて選んでいつて、できるだけ

税金でございますので安く効率的に買う努力はし

ていただきたいと考えております。

なお、森林のお話をございました。

森林自身は非常にその保護が大事でございます

し、現在の世界の排出量のたしか一七・五%程度

が森林破壊からのCO₂の排出でございます。そ

ういう意味では、やはり森林の問題は大事でござ

ります。

森林破壊からG8の排出でございます。

す福田大臣等を盛り込むことになると思われ

ます、環境大臣の今後の取組に対する御決意を

お聞かせいただければと思います。

○國務大臣(鴨下一郎君) 昨日閉幕しましたG8

の環境大臣会合、これには私は二つの大きく留意

する部分がございました。一つは、七月に行われ

るサミットに向けての道筋をつくるということ

と、加えまして、来年のコペンハーゲンで行われますCOP15、これに対して我々が貢献できるよ

うとに、この二つを留意して臨ませていただき

ます。

具体的には、二〇〇五年までに世界全体の排

出量を少なくとも半減させるいわゆる長期目標につ

いて、議長総括の中には、世界全体の排

出量半減に向けて先進国が大幅な削減を達成するこ

とにより主導すべきと、こういうようなことと同

時に、具体的には例えば中国、インド、ブラジ

ル、こういうような国を含めた排出量が急増して

いる新興工業国、こういうようなところの排出量

の増加のスピードを抑制すべきと、こういうよう

なこと、あるいは今先生おっしゃったような排出

量取引につきまして、炭素に価格を付けることの

意味、こういうようなことを我々としてはしつか

りとある意味で取りまとめて、そしてこれを洞爺

湖のサミットに向けてしっかりと強い形でイン

プットしていく。そして加えて、これはG8国だ

けではありません、むしろすべての国が参加をす

る来年のコペンハーゲンでのCOP15の成功に向

けて、この会議が意義あるものにしたいと、こう

いうようなことを申し上げてきたところでありま

す。仲介役としての日本の指導力が試されるわ

けであります。

○大久保潔重君 CDMのクレジットについて本

に詳しく述べていただきました。

先ほども言いましたように、経済活動と環境と

いうのは一見相反するところがあるわけでありま

すけれども、しかし、この環境問題はやっぱり急

いでやらなければいけない。ですから、やっぱり

経済的インセンティブを与えていくということも

非常に大事なことだと思います。

そういう意味では、今回の本改正案の中で、例

えば国内の排出量取引の問題、あるいは排出され

る炭素に課税をするような税制といいますかね、

いわゆる環境税などについての明記がなされてお

りませんけれども、地球温暖化に対する非常に重

要なこれらの政策について今後とも積極的な検討

をしていただきたいと思います。

もう時間がございません。最後に、鴨下環境大

臣、昨日までのG8環境相会合、本当にお疲れさ

までございました。いよいよ七月に迫つた北海道

洞爺湖サミットで議長国として世界の議論をリードしていかなければなりません。地球温暖化対策

の推進に関して、米国は主要排出国でありながら削減義務を負つていない中国やインドなどの新

興経済国との同意が大前提との主張を展開しておりま

す。仲介役としての日本の指導力が試されるわ

けであります。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新

緑風会・国民新・日本の福山でございます。今日

は四十分ですので、時間ありませんので早速質問

させていただきたいと思います。

大久保先生からも最後にお話がありましたけれ

ども、環境大臣サミット、鴨下大臣、御苦労さま

でございました。私は、野党の立場ですし、温暖

化対策を推進するという立場でいつも申し上げま

すから、国際会議のたびに、日本のポジションはまだ足りないと、もつと頑張れというお話をさせていただくのが常でございまして、いつもその話をさせていただいて、今日も同じような話になりますが、まあ言い続けることも重要だと思いますので、大臣、そこはお許しをいただいてお聞き及びいただければと思います。

私は、大臣のポジションはなかなか厳しいところで、経産、環境、官邸、いろんな思惑もあり、当日も、実は二十四日のステークホルダーとの対話でも、経團連さんと経同友会さんがそれぞれ若干別のトーンで話をされたとかいろんな話が入ってきておりまますし、国際会議ですからこちらの思うところにいかないのもそれも常でございます。

その中で私は、まあ合意としては今まで得る鴨下大臣の範囲では非常に御健闘されたんだというふうに実は評価をしております。ただ、日本のポジション、ずっと言われてきたポジションから余り変化がないことも事実でございまして、今まで日本のポジションを言っていたことをもう一度確認をしたという評価もできると、ただ確認をしただけだという評価もできるということもあります。

○國務大臣(鶴下一郎君) 自分の評価はなかなか難しいものですから、具体的に少しその経緯について申し上げます。

G8のほか中国、インドなど合計十九の国、地域、環境大臣あるいは担当者が集まって、具体的には気候変動、そして生物多様性、3Rのこの三分野について議論をしたわけでありますけれども、今先生御指摘の気候変動に関しましては、これは二〇五〇年までに世界全体の排出量を少なくとも半減させる長期目標を洞爺湖サミットでの合意とすることに強い意思を表明した。また、低炭素の社会の研究ネットワークづくりなどについ

て、神戸イニシアチブと名付けた今回の会合のフォローアップのための活動と主要国の対話を案について幅広い支持を得られたわけでございました。

今先生おっしゃっていますように、日本の中にも各種異論のあるステークホルダーもおいであります。そういう中で、我々は政府の一員として

対外的にあるいは国内的にいろいろなメッセージをこの会合で発しようと、こういうような思いで臨ませていただきました。

繰り返しになりますけれども、一つは洞爺湖での議長国としての使命、役割が果たせるように、環境分野においてある意味で我々環境の分野に携わっている人間の言わば合意をいかにつくつてい

くかということ、加えて、G8あるいはアウトリーチ国含めた皆さんの議論の中では、COP15に向けての言わばすべての国が参加する新たな枠組み、これに対して貢献できるようになると、こういうようなことございました。

それぞれ御批判もあり、なおかつ不十分なところもあると思いますけれども、一步でも二歩でも前に進めると、こういうようなことにおいては私はそれなりに前に進んだかなと、こういうふうには思つておりますけれども、まだまだこれはゴーリルにたどり着くには一合目、二合目かも分かりませんので、引き続き努力をしたいというふうに思つております。

○福山哲郎君 その中で長期の半減は何とか洞爺湖でという議論ですが、やっぱり各論の違いで明らかになつたのは中期目標だというふうに承つております。中期目標の設定についてはどんな議論がされて、大臣としてはどんな意思だったのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

○國務大臣(鶴下一郎君) 中期目標については、まだ加えまして、これG8国で、これは議長サマリーですから合意文書じやありませんけれども、今後十年から二十年間の間にピークアウト、こういうようなことを総理はかねてからダボス会議以降お話しになりましたけれども、これについてもG8で格段の異論がなかつたと、こういうようなことも特筆るべきことなんだろうというふうに思つております。

加えて、先生がかねてから御指摘いただいた中期目標については、その書きぶりについても随分いろいろと事務レベルあるいは大臣レベルでも議論があつたわけでありますけれども、最終的に実効的な目標を設定すると、IPCCの科学的な知見を考慮してという前提に立つてですが。で

それはなぜかというと、あの6%に対しても議論があつたわけでありますけれども、最終的には京都議定書の6%を、今回、二〇五〇年という大きな長期目標の中で議論している二〇二〇年と同じような意味合いだというふうにとらえられるのは、実は日本政府のポジションとしては大分後退をしているポジションだと思います。

○福山哲郎君 もちろん私もそう思つてますが、京都議定書の6%を、今は京都議定書の交渉上の失敗だつたというような後退をしておりません。

うど京都議定書におけるマイナス6%を日本がいつのタイミングで打ち出し、なおかげ、それについて国際的な批准に至るまでのプロセスというの

はある意味で私は全く同じ意味を持っているんだろうというふうに思つております。それは評価を知見を考慮して実効的な目標を設定する必要があると、こういうような結論に至りました。

また、今後十年から二十年の間に世界の排出量をピークアウトさせるために、特に排出量が急増している途上国は排出増加のスピードを抑制することが重要との結論を得ております。

ビードを抑制すると、こういうようなことに中國、インドを始めとして参加した途上国がコミットしたと、こういうようなことは私はかなりの意味を持つことなんだろうと思います。特に、インドについては我々はまだ未知数でありますけれども、今回インドの環境大臣からそういうふうに御発言があったと、こういうようなことは大きく評価ができることなんだろうと、いうふうに思つております。

また加えまして、これG8国で、これは議長サマリーですから合意文書じやありませんけれども、今後十年から二十年間の間にピークアウト、こういうようなことを総理はかねてからダボス会議以降お話しになりましたけれども、これについてもG8で格段の異論がなかつたと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(鶴下一郎君) 私の前提の話として、京都議定書のときの国際交渉の意味で、日本がマイナス6%を約束したわけですから、それと認めさせていただきたいんですけど、大臣、もう一回お答えいただけますか。

○福山哲郎君 私の前提の話として、京都交渉において中期目標というのは、かつて京都議定書のときの国際交渉の意味で、日本がマイナス6%を約束したわけですから、それと認めさせていただきたいんですけど、大臣、もう一回お答えいただけますか。

○國務大臣(鶴下一郎君) 私の前提の話として、京都交渉において中期目標というのは、かつて京都議定書のときの国際交渉の意味で、日本がマイナス6%を約束したわけですから、それと認めさせていただきたいんですけど、大臣、もう一回お答えいただけますか。

○福山哲郎君 もちろん私もそう思つていますが、京都議定書の6%を、今は京都議定書の交渉上の失敗だつたというような後退をしておりません。

○國務大臣(鶴下一郎君) 中期目標については、まだ加えまして、これG8国で、これは議長サマリーですから合意文書じやありませんけれども、今後十年から二十年間の間にピークアウト、こういうようなことを総理はかねてからダボス会議以降お話しになりましたけれども、これについてもG8で格段の異論がなかつたと、こういうふうに思つております。

加えて、先生がかねてから御指摘いただいた中期目標については、その書きぶりについても随分いろいろと事務レベルあるいは大臣レベルでも議論があつたわけでありますけれども、最終的に実効的な目標を設定すると、IPCCの科学的な知見を考慮してという前提に立つてですが。で

それはなぜかというと、あの6%に対しても議論があつたわけでありますけれども、最終的には中期目標というの日本としては余り有り難くないという空氣にもなりますし、あの京都議定書のときには、まずは取りあえず各国で削減目標を議論があります。その意味合いでとらえると、実は中期目標というのは日本としては余り有り難くないという空氣にもなりますし、あの京都議定書

ましょうということで、先の話が実はありません

○福山哲郎君 大臣言われました、中期目標に歩ぐらい前進だつたということは、それは評価をしたいと思いますし、インドが本当に未知数だつたところが、大臣おっしゃられましたように新たな計画を出すんだということを発表したことでもあります。そういう中で、我々は政府の一員として

環境大臣会合においては、これはIPCCの科学的知見を考慮して実効的な目標を設定する必要があると、こういうような結論に至りました。

また、今後十年から二十年の間に世界の排出量を抑制するために、特に排出量が急増している途上国は排出増加のスピードを抑制することが重要との結論を得ております。

ビードを抑制すると、こういうようなことに中國、インドを始めとして参加した途上国がコミットしたと、こういうようなことは私はかなりの意味を持つことなんだろうと思います。特に、インドについては我々はまだ未知数でありますけれども、今回インドの環境大臣からそういうふうに御発言があったと、こういうようなことは大きく評価ができることなんだろうと、いうふうに思つております。

また加えまして、これG8国で、これは議長サマリーですから合意文書じやありませんけれども、今後十年から二十年間の間にピークアウト、こういうようなことを総理はかねてからダボス会議以降お話しになりましたけれども、これについてもG8で格段の異論がなかつたと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(鶴下一郎君) 私の前提の話として、京都交渉において中期目標というのは、かつて京都議定書のときの国際交渉の意味で、日本がマイナス6%を約束したわけですから、それと認めさせていただきたいんですけど、大臣、もう一回お答えいただけますか。

○福山哲郎君 もちろん私もそう思つていますが、京都議定書の6%を、今は京都議定書の交渉上の失敗だつたというような後退をしておりません。

○國務大臣(鶴下一郎君) 中期目標については、まだ加えまして、これG8国で、これは議長サマリーですから合意文書じやありませんけれども、今後十年から二十年間の間にピークアウト、こういうようなことを総理はかねてからダボス会議以降お話しになりましたけれども、これについてもG8で格段の異論がなかつたと、こういうふうに思つております。

加えて、先生がかねてから御指摘いただいた中期目標については、その書きぶりについても随分いろいろと事務レベルあるいは大臣レベルでも議論があつたわけでありますけれども、最終的に実効的な目標を設定すると、IPCCの科学的な知見を考慮してという前提に立つてですが。で

それはなぜかというと、あの6%に対しても議論があつたわけでありますけれども、最終的には中期目標というの日本としては余り有り難くないという空氣にもなりますし、あの京都議定書

でした。

今回は、二〇五〇年世界半減という大きい目標があつた中でのプロセスの中の中間的な意味での中期目標ですから、京都議定書の中の6%とは意味が僕は大分違うと思っていますし、それと同じ意味合いで位置付けをすると、中期目標の位置付が非常に日本政府としてはネガティブな印象が残る。それは僕は余りいいことではないと思いますので、大臣、私が考え過ぎなんだたら考え方過ぎだと、そんな意味合いではないというふうに否定していただくんだったら否認していただいても結構ですが、そこは少し、済みません、もう一度御答弁いただけますか。

○国務大臣（鴨下一郎君） そういう趣旨では、ちょっと例え方が、私の例え方が不適切だったのかも分かりません。

先生おっしゃるよう、これから我々は中期目標については野心中にやつていかなければいけません。ですから、マイナス6%を決めたときと時代状況あるいは長期目標、こういうようなことにについても全く違うわけですから、そういう意味においては私は先生と意見を共有しております。ただ、国際交渉という意味において日本がどういう目標を掲げるかと、こういうようなことでいえば、まああのときのマイナス6%と同じような意味で中期目標というのがあるんだと。ただ、中身については全く違います。

それから、今おっしゃった先生の趣旨は、私はほぼ一〇〇%共有した上で話をさせていただきたいと思っています。

○福山哲郎君 それならば、大臣のお言葉を信用したいと思いますが、あのときの日本のポジションは元々はゼロ%、プラス・マイナス・ゼロ%のポジションで交渉に臨みました。結果として6%になつたわけですが、その間に吸収源やCDMの議論もあって、日本としては実質的にはマイナス〇・六%というところのポジションに落ち着いたわけです。

ただ、さつきから何回も申し上げていますよう

に、日本政府の京都議定書に対する評価というの目標に関する点で、余り京都議定書の6%を引き合いで出して議論を私はしていただきたくないと思いまして、大臣、そこは今の御答弁を信用しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、排出量取引、税制上の問題について、経済的手法の問題についてですが、議長サマリーの中には、排出量取引、税制上のインセンティブ、パフォーマンスに基づいた規制、料金あるいは税及び消費者ラベル等の市場メカニズムは、炭素に価格を付け、価格シグナルを提供することを支援することが可能であるとともに、民間部門に対する

长期的かつ確実な経済的インセンティブやCDMプロジェクトの推進のインセンティブを与える潜力があり、一層の排出削減を進める上で効果的かつ有効な手法との認識が共有されたというふうにサマリーには述べられました。私は、これは日本の中でも國論が二分している排出量取引についての評価としては非常に前向きな評価をサマリーへされたというふうに思つておりまして、これは大臣の強い意思の表れかなと思つてこれは大変評価をしています。

しかし、問題はこの表現をいかに日本国内の排出量取引導入に対して反映をさせるかというのが重要なポイントだと思っております、おどといでござります、まさに二十六日にG-8の環境大臣でござります、まさに二十六日にG-8の環境大臣サミットが終わったその日に例の官邸で行われている地球温暖化問題に関する懇談会において発表された排出量取引制度についてはまさにこのサマリー、国際的なところで議論されたサマリーとの議長総括、これは各国の言わば特段の異論のないところでまとめてさせていただいたことであります。

ただ、やはりこの七パラの後ろの方、後段のところに各国情をかんがみつつと書いてありますので、ここがその中間取りまとめと整合を取りつづきまとめてさせていただいた深い意味もあるわけであります。

○福山哲郎君 ありがとうございます。また、これも議論になつておりますセクトラルアプローチについてもサマリーにちゃんと表現をされました。私もセクトラルアプローチ、いつも働きかけてまいりたいというふうに思います。

○福山哲郎君 ありがとうございます。また、これも議論になつておりますセクトラルアプローチについてもサマリーになつておりますセクトラルアプローチによる計算される必要な削減レベルとの間に生ずるギャップ、これが起り得るんだという認識であります。そして、それは国別総量目標と代替しないと、こういうようなことを明確に私たちは言わせていただきました。それに対して多くの国がこのことを理解したと、こういうことであります。

取引制度について更に検討を継続することとしているふうに先に送つて両論併記をしたと。これまさに議長が御苦労された話と国内での議論が余りリンクをしていないと。日本のこの議論は、延々と私の記憶でも五年ぐらいため議論を続けています。もうそろそろ国内の決着が必要だと思いますので、大臣はサマリーをまとめられたお立場ですから、その決意、いつも臨んでおりました。ですから、冒頭申し上げましたように、この議長サマリーを強く国内にインプラットしていくというような趣旨もあつたわけでありまして、この七パラのところの排出削減のための経済的手法の活用、こういうようなことで、多くのといたしますか、ほんどの国が炭素に価格を付けると、こういうようなことについては御賛同をいただいているわけでありますので、これまたあります、この七パラのところをかみしめていたいとも私は思つております。

ただ、やはりこの七パラの後ろの方、後段のところに各国情をかんがみつつと書いてありますので、ここがその中間取りまとめと整合を取りつづきまとめてさせていたいた深い意味もあるわけであります。

○国務大臣（鴨下一郎君） 我々も、低炭素の懇談会の中間取りまとめを意識しつつの議長総括にありますように、先に送つて両論併記をしたと。これまさに議長サマリーには、ボトムアップアプローチにより減ボテンシャルとトップダウンアプローチにより計算される必要な削減レベルとの間に生じ得るギャップは環境の十全性を確保するために埋められる必要があると。これらのギャップは政策措置、革新的技術や国民などによるライフスタイルの変革などによる更なる削減の摸索によって埋めいくことが可能であると。セクター別アプローチは国別総量目標を設定するためのものでこれを代替するものではないことが明確化されたと。これサマリーに書かれています。これも大臣がこれまでどおり御議論いたしましたことを表現されたと思いますが、ここで明らかに、セクター別アプローチというのは一つの国別総量目標を設定するための方法だと、手段だと。それは国別総量目標とは違う、代替するものではないんだと、はつきりとこれ書かれています。やはりこの評価をしておりまして、そのことの度数の確認と、それから、例のギャップを埋めることは非常に重要だと思いますが、ここどうするんだとの認識は重要なことです。セクター別アプローチというのが最大の課題でございまして、具体的な手法として、このギャップを埋める政策措置としてどう、何を考え得るのかということについて、大臣の現段階での御所見をお伺いできればと思います。

○国務大臣（鴨下一郎君） セクター別アプローチの有効性については、多くの国から御評価をいただいたというふうに考えております。特に、今先生おっしゃっているように、このセクター別アプローチは、削減ボテンシャルとトップダウンアプローチによる計算される必要な削減レベルとの間に生ずるギャップ、これが起り得るんだという認識であります。そして、それは国別総量目標と代替しないと、こういうようなことを明確に私たちは言わせていただきました。それに対して多くの国がこのことを理解したと、こういうことであります。

いませんが、まさにこの議長サマリーに書かれていましたように、ボトムアップアプローチによる削減ボテンシャルとトップダウンアプローチにより計算される必要な削減レベルとの間に生じ得るギャップは環境の十全性を確保するために埋めらる必要があります。これらのギャップは政策措置、革新的技術や国民などによるライフスタイルの変革などによる更なる削減の摸索によって埋めいくことが可能であると。セクター別アプローチは国別総量目標を設定するためのものでこれを代替するものではないことが明確化されたと。これサマリーに書かれています。これも大臣がこれまでどおり御議論いたしましたことを表現されたと思いますが、ここで明らかに、セクター別アプローチというのは一つの国別総量目標を設定するための方法だと、手段だと。それは国別総量目標とは違う、代替するものではないんだと、はつきりとこれ書かれています。やはりこの評価をしておりまして、そのことの度数の確認と、それから、例のギャップを埋めることは非常に重要だと思いますが、ここどうするんだとの認識は重要なことです。セクター別アプローチというのが最大の課題でございまして、具体的な手法として、このギャップを埋める政策措置としてどう、何を考え得るのかということについて、大臣の現段階での御所見をお伺いできればと思います。

○国務大臣（鴨下一郎君） セクター別アプローチの有効性については、多くの国から御評価をいただいたというふうに考えております。特に、今先生おっしゃっているように、このセクター別アプローチは、削減ボテンシャルとトップダウンアプローチによる計算される必要な削減レベルとの間に生ずるギャップ、これが起り得るんだという認識であります。そして、それは国別総量目標と代替しないと、こういうようなことを明確に私たちは言わせていただきました。それに対して多くの国がこのことを理解したと、こういうことであります。

たゞ、今おっしゃったように、このギャップをどうするのかという話は、これはその前に議論されました経済的な手法の活用に尽きるわけであります。我々は、例えばサプライサイドの中には優れた環境技術たくさん日本は蓄積があります。それから、今度はデマンドサイドの中には大変環境に対し意識の高い国民の皆さんがいらっしゃいます。この間をつなぐことがいかに必要かと、こういうようなことがこの行間に書かれていると、こうことでございまして、これは議長総括をばねに更に、今先生が御指摘いただいたことも含めて、我々としても働きを強めていくと。そして、一つのきっかけとして洞爺湖サミットというのが大きな節目になるんだろうと、こういうふうに考えております。

○福山哲郎君

ありがとうございます。

まさにそのギャップを埋めるのが経済的措置で、そのことの具体案を早く日本としてもやつてこなすということと、民主党もこの間、実は地球温暖化対策基本法という議員立法の中間報告を出させていただきて、その場でも経済的措置について明確に述べさせていただいたところでございましたが、本法案で改正法で新しく新設されました二十一条というのがあります。これは排出抑制等指針を公表することになっています。排出抑制等指針には、事業者向けに排出原単位の望ましい水準としてベンチマークが設定をされている予定みたいですが、この位置付けとか内容が非常に重要なになります。それは一体どのようなものかと。それから、これは逆に言うと、ベンチマーク、排出原単位の望ましい水準を設定をするということは、国内版のセクター別アプローチというかベンチマークを作っていくということになります。このことは今後の排出量取引制度が例えば導入をされた場合にも非常に大きな要素になると思ってるんですが、この改正法二十一条の指針というのは、将来的も含めて、こういった経済的措置に對して視野に入れ、なおかつ有効に活用できるよ

うなものにしようとするおつもりなのかどうか、お答えをいただけますでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君)

恐縮です。技術的なことですので、私の方で答えていただきま

す。

まず、この指針でございますけれども、望ましい水準でなければいけないことは当然でございます。具体的にその指針の中身としまして、各事業所、これは工場でございますし、オフィスもございます。また、各業種ごとにできるだけ分かりやすく細かく細分いたしまして、その中でどういう施設がどういう対策が可能なのか、施設の設置、それからその施設の管理方法、そういうことを国際的な水準も見ながら洗い出したいと。

その上で、できる限り原単位という形のベンチマークの水準もお示ししていきたいと考えているところをございます。

これは、当然ながら経済的な負担ということは考慮しますけれども、一般的な事業者が努力可能な範囲でできるだけ頑張っていただくと、そういうことを想定して作りたいということでございまして、そういうことの指導、助言によりま

して相当対策の、どこまでやればいいのかということが多くの方に分かっていただけるということと、非常にブラックボックスがなくなると、そういったものにしたいと考えておるとここでございまます。

ただ、当然ながらでございますけれども、私ども、この法案を検討する際には、その後の排出量取引についてとか様々な問題について併せて検討しないで、やはり原単位の望ましい水準を設定をするとい

うです。それは、その結果として、業者によります。そのためには、それを想定した作業はしておりません。それにつきまして、当然ながら排出量取引の検討については、つい先日、環境省として大臣の御指示の下、四つの案をまとめたわけでございまして、その検討の際にも当然な

がら排出の原単位ということが一つ大きなかぎになります。ただ、これが同じものになるのかどうかと今聞かれますと、私も実は答えようございませんけ

れども、いずれにしても、仮に排出量取引が可能になった場合に、それについてそれを検討する上での大きな一步になるような原単位にしていきた

いと考えております。

○福山哲郎君

仮の話に逆に大変積極的にお答えをいただいて感謝を申し上げます。

いろんな材料を総合的に組み合わせてこれから

の排出量取引なり経済的措置については議論していかなければいけませんでしょうし、そのことの

総合的な判断がより公平なキャップを付けるとき

の議論につながると思いますので、有効に活用が

できるようにこの排出抑制等指針の策定に当たつては御留意をいただければなどいうふうに思いま

す。

○福山哲郎君

仮の話に逆に大変積極的にお答えをいただいて感謝を申し上げます。

その修正協議の中で、いわゆる見える化、C

O₂の見える化についてですが、事業者による温

室効果ガスの排出量等にかかる情報に関して、

製品等の利用に当たって情報を使う国民に対して

どういうふうにその情報を分かりやすく提供して

いくかということが重要なんだというふうに思いま

す。

○福山哲郎君

統いて、今回、自民党さん、公明

党さんにも大変協力をいただきました。衆議院側

でこの法案、修正協議が調いました。そのことに

関しては心から感謝を申し上げます。

○政府参考人(南川秀樹君)

統いて、今回、自民党さん、公明

党さんにも大変協力をいただきました。衆議院側

でこの法案、修正協議が調いました。そのことに

関しては心から感謝を申し上げます。

○政府参考人(南川秀樹君)

私はやはりこれから対策を進めていく上で、日常生活に伴うCO₂

などの排出減少、大事だと思います。今回、二十

条の六の第二項で、特に事業者自らの排出削減以

外に、事業者に協力ををお願いして製造あるいは役

務を提供する際に、そこから出てくるCO₂など

の削減についての協力をするんだということをお

願いする条文を入れておるわけでございます。

これを進めていく上では、例えば電気製品など

でしたら、一年間どういう形で使えばどれだけ

CO₂が出るかとかいうことを是非製品タイプご

とに示していただくとか、同じ製品であればメー

カーカーごとにそういう違いがはつきり出てまいります。

それから、その使用方法によってどのよう

形の変化があるかということもできるだけ分かり

やすく、例えばCO₂はCO₂の単位で示していき

たいということで考えておりまして、それにより

<p>まして、今の消費者は非常に環境マインドが高うございますので効果があると思います。やりたいけれども何をやつていいか分からないとよく言われますので、そういうことも見える化の効果として非常に期待できると考えております。</p> <p>○福山哲郎君 是非そこは積極的にろしくお願ひします。</p> <p>一般、実は私、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に関する質問主意書を内閣に提出をさせていただきました。実はこの温室効果ガスの算定・報告・公表制度では、排出側の権利や競争上の地位やその他正当な利益が害されるおそれのある場合には、権利利益の保護請求という制度がありまして、CO₂の排出量を開示をしなくてもよいケースがあります。</p> <p>実は今回、昨年なんですけれども、三十六件、その権利利益保護請求が認められて非開示になりました。また、八十五事業所においてはその同様の権利利益保護請求があつたんですが、これは認められずに開示となりました。この非開示三十六事業所と開示になつた八十五事業所の違いは一体何だったのか。そして、この非開示となつたところで自治体の条例でもう既に公表されているところが、実は国では非開示になつているところがあります。これは何で自治体の条例では開示となつているのに国では非開示とされたのか、経産省、お答えをいただけますでしょうか。</p> <p>○政府参考人(内山俊一君) お答えをいたしました。</p> <p>今回、権利利益の保護に係る請求を認めた事業所につきましては、当該事業所の温室効果ガス排出量が公にされた場合一般に入手可能なほかの情報と照合することなどによりましてエネルギーコストや製造原価が推測可能となり、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとして当該請求を認めたところでございます。</p> <p>一方で、経済産業省に権利利益保護請求がなされた事業所のうち八十四事業所につきまして</p>	<p>は、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがないと判断をいたしました。</p>
<p>は、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがないと判断をいたしました。</p> <p>権利利益の保護に係る請求を認めるに当たりましては、経済産業省としましては、各種の情報や企業の環境報告書などの調査を行うとともに、請求を行つた事業者に対し、当該請求に係る温室効果ガス排出量に関する情報の公表の有無などに関するヒアリングを実施いたしました。その結果、当該調査及びヒアリングにおきましては、委員御指摘の地方自治体による公表の事実は確認できなかつたことから、不開示請求を認めたところでございます。</p> <p>○福山哲郎君 そうすると、自治体の条例に基づいて公表されている事實を認識していれば開示するということになつたということですか。</p> <p>○政府参考人(内山俊一君) お答えをいたしました。</p> <p>不開示請求の認定に当たりましては、地方自治体による公表の事実は認識しておりませんでしたが、仮に、委員御指摘のように、そうした事實を認識していた場合には、当該公表の具体的な内容について精査を行い、開示が適切かどうかの判断を行つたものと考えております。経済産業省といたしましてはそういうふうに考えておるところでござります。</p> <p>○福山哲郎君 ということは、再度、その認識、自治体の条例による開示があつたかどうかを確認されると御意思はござりますか。</p> <p>○政府参考人(内山俊一君) 経済産業省といたしましては、地方自治体による公表の事実を確認をいたしましたが、環境大臣と経産省さん、お答えをいただけますでしょうか。</p> <p>○国務大臣(鷹下一郎君) 質問主意書の中身につきましては私も拝見をしまして、先生の趣旨は理解をしているつもりであります。</p> <p>特に、地方公共団体が自らの事務に関して自らの判断と責任で条例を定めることができます。この判断と責任で条例を定めることができると、こういうようなことにについては、むしろ国よりも積極的なことになるところもこれから出てくるんだろうと思つております。</p> <p>そして、算定・報告・公表制度におけるいわゆる権利利益が害されるおそれがあると、こういうようなことの有無の判断に当たりましては、これ</p>	<p>はこの開示制度がどの程度それぞれの自治体組み込まれるか分かりませんが、やはり排出量の、何といふべきか、透明性、公明性というのは非常に重要な役割に非常に強い期待をされまして、計画作りの義務化などが進められます。その義務化の中に実</p>
<p>要は、この排出量の算出・報告・公表制度が充実をしていかないと、今後国内で議論される国内排出量取引制度の議論においても非常に、何といふべきか、必要な制度として準備をしていかなければいけないと私自身は思つております。私は、開示があつたからといって、その多排出の事業所等について例えばやり玉に上げたり悪者扱いされることではなくて、そのことによって、どうやってその多排出事業所等について具体的に排出削減の方法が講じられるか等々をやっぱり議論していくかなければならないと思いますので、私は、今後の、先ほどまさに、議長サマリーにおいてこの国内排出量取引制度の有効性が確認されたことに合わせて、この国内排出の算出・報告・公表制度の拡充は不可欠だというふうに思つてゐるんですが、環境大臣と経産省さん、お答えをいただけますでしょうか。</p> <p>○福山哲郎君 両省から積極的な答弁をいただいたというふうに一応判断をしますが、先ほども申上げましたように、非開示、厳格な運用といふべきであるというふうに考えております。</p> <p>○福山哲郎君 両省から積極的な答弁をいただいたというふうに一応判断をしますが、先ほども申し上げましたように、非開示、厳格な運用といふべきであるというふうに国が決めたところは、実は地方公共団体の条例でもう表に出しているものが国は非開示だという、非常に矛盾をした結果が起きています。非開示、厳格な運用といふべきであるというふうに国が決めたところながら非開示だというふうに国が決めたところは、実は地方公共団体の条例でもう表に出しています。</p> <p>○政府参考人(内山俊一君) 確認をいたしました。</p> <p>で、開示が適切かどうかの判断を行つていきました。</p>	<p>た御報告をいただきたいと思います。</p> <p>実は、この今般の改正法では、地方自治体への役割に非常に強い期待をされまして、計画作りの義務化などが進められます。その義務化の中に実</p>
<p>断に当たつてどういう判断がされたのかというこ</p> <p>とについての透明性が確保されると、これが重要なだらうといふうに思つております。環境省としては適切なる運用に努めてまいりたいといふうに考えます。</p> <p>○政府参考人(伊藤元君) お答え申し上げます。</p> <p>温対法上の温室効果ガス算定・報告・公表制度に基づいて事業所ごとの排出量を開示することにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合には例外的にその規制を設けています。しかしながら、事業所ごとの排出量を開示することによります。</p> <p>○福山哲郎君 じや、確認をしていただきたらまた御報告をいただきたいと思います。</p> <p>実は、この今般の改正法では、地方自治体への役割に非常に強い期待をされまして、計画作りの義務化などが進められます。その義務化の中に実</p> <p>は、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがないと判断をいたしました。</p> <p>権利利益の保護に係る請求を認めるに当たりましては、経済産業省としましては、各種の情報や企業の環境報告書などの調査を行うとともに、請</p> <p>求を行つた事業者に対し、当該請求に係る温室効</p> <p>果ガス排出量に関する情報の公表の有無などに関するヒアリングを実施いたしました。その結果、当該調査及びヒアリングにおきましては、委員御指摘の地方自治体による公表の事実は確認できなかつたことから、不開示請求を認めたところでございます。</p> <p>○福山哲郎君 そうすると、自治体の条例に基づいて公表されている事實を認識していれば開示するということになつたということですか。</p> <p>○政府参考人(内山俊一君) お答えをいたしました。</p> <p>不開示請求の認定に当たりましては、地方自治体による公表の事実は認識しておりませんでしたが、仮に、委員御指摘のように、そうした事實を認識していた場合には、当該公表の具体的な内容について精査を行い、開示が適切かどうかの判断を行つたものと考えております。経済産業省といたしましてはそういうふうに考えておるところでござります。</p> <p>○福山哲郎君 ということは、再度、その認識、自治体の条例による開示があつたかどうかを確認されると御意思はござりますか。</p> <p>○政府参考人(内山俊一君) 経済産業省といたしましては、地方自治体による公表の事実を確認をいたしましたが、環境大臣と経産省さん、お答えをいただけますでしょうか。</p> <p>○国務大臣(鷹下一郎君) 質問主意書の中身につきましては私も拝見をしまして、先生の趣旨は理解をしているつもりであります。</p> <p>特に、地方公共団体が自らの事務に関して自らの判断と責任で条例を定めることができます。この判断と責任で条例を定めることができると、こういうようなことにについては、むしろ国よりも積極的なことになるところもこれから出てくるんだろうと思つております。</p> <p>そして、算定・報告・公表制度におけるいわゆる権利利益が害されるおそれがあると、こういうようなことの有無の判断に当たりましては、これ</p>	<p>とについての透明性が確保されると、これが重要なだらうといふうに思つております。環境省としては適切なる運用に努めてまいりたいといふうに考えます。</p> <p>○政府参考人(伊藤元君) お答え申し上げます。</p> <p>温対法上の温室効果ガス算定・報告・公表制度に基づいて事業所ごとの排出量を開示することによります。</p> <p>○福山哲郎君 じや、確認をしていただきたらまた御報告をいただきたいと思います。</p> <p>実は、この今般の改正法では、地方自治体への役割に非常に強い期待をされまして、計画作りの義務化などが進められます。その義務化の中に実</p>

○広中和歌子君 民主党 新緑風会・国民新・日本
の広中和歌子でございます。

大臣、環境大臣サミットでのリーダーシップに心から敬意を表したいと思います。私もGLOBEという地球環境国際議員連盟の一員として、前日、神戸の同じ会場に行かせていただきました。環境大臣会議に先立ちまして、NPOの方、国際機関の方、大勢御参加になり、そして危機感を共有すると、地球温暖化に対する危機感を共有するということがあつて、そしてさらに環境大臣との対話の時間も持てたということ、本当にすばらしいことだと思いました。今昔の感を持ったわけでございます。いずれにいたしましても、これから大臣の御活躍を、環境大臣としてのリーダーシップを心から期待するところでございます。

さて、この法律でござりますけれども、一九九八年、平成十年にできているわけでございますけれども、恐らく京都議定書の発効をはらんで、どうやつて、我が国で温暖化に向けてどのような対策を講じるかということで作られた法律だと思います。そして、今までその法律の一部を改正する法律案が出ていたのですが、どうした法律ができたにもかかわらず、京都議定書の約束の6%削減というのが守られていない、その理由について、どのように大臣はお考えになるでしょうか。

○国務大臣(鷹下一郎君) 今、まさにこの四月から京都議定書の第一約束期間に入ったわけでありまして、もう既に、例えば目標計画の改定等も含めて、より深掘りをして、二〇一〇年目途にしつかりと取組を明確にして、この五年間の約束期間の間にマイナス6%を実現すると、こういうようなことで、産業界も自主行動計画をより積極的に取り組んでくださっているわけでありますので、先生おっしゃるように、これが達成できないといふようなことについては、まだ結論を出すといふにはいかない。むしろ、我々は今まさに、積極的にすべての言わば主体が取り組んで、それに向けて最大限の努力をすると、こういうようなことなんだろうと思っております。

ただ、目達計画の改定に当たりまして、私たちが申し上げたのは、この期間に必ず実現するためには、場合によつては、進捗管理を厳格にして、心から敬意を表したいと思います。私もGLOBEと申しますが、はなでたばかりでありますので、今始まつたばかりでありますので、各主体の最大限の努力、そして我々の最善の努力、こういったことを尽くしたいというふうに考えております。

○広中和歌子君 その危機意識なんでございますけれども、まだまだ十分ではないんではないかと、そのような気がいたします。

日本が公害で苦しんでいたころ、公害問題で苦しんでいたころ、人々のそれに対する怒り、それとも、恐らく京都議定書の発効をはらんで、どうやつて、我が国で温暖化に向けてどのような対策を講じるかということで作られた法律だと思います。そして、今までその法律の一部を改正する法律案が出ていたのですが、どうした法律ができたにもかかわらず、京都議定書の約束の6%削減というのが守られていない、その理由について、どのように大臣はお考えになるでしょうか。

○国務大臣(鷹下一郎君) 今、まさにこの四月から京都議定書の第一約束期間に入ったわけでありまして、もう既に、例えば目標計画の改定等も含めて、より深掘りをして、二〇一〇年目途にしつかりと取組を明確にして、この五年間の約束期間の間にマイナス6%を実現すると、こういうようなことで、産業界も自主行動計画をより積極的に取り組んでくださっているわけでありますので、先生おっしゃるように、これが達成できないといふようなことについては、まだ結論を出すといふにはいかない。むしろ、我々は今まさに、積極的にすべての言わば主体が取り組んで、それに向けて最大限の努力をすると、こういうようなことなんだろうと思っております。

ただ、目達計画の改定に当たりまして、私たちが申し上げたのは、この期間に必ず実現するためには、場合によつては、進捗管理を厳格にして、心から敬意を表したいと思います。私もGLOBEと申しますが、はなでたばかりでありますので、今始まつたばかりでありますので、各主体の最大限の努力、そして我々の最善の努力、こういったことを尽くしたいというふうに考えております。

○國務大臣(鷹下一郎君) 今先生おっしゃったように、公害問題と比べて、じゃ、国民の意識あるいは国の切迫感といいますか、こういうものがあるのかというような話については私もおっしゃるのかところがあるなどいうふうには思つております。

ただ、先ほど大久保議員からのお話の中にもありましたように、CO₂というのは見えませんし、それからにおいてもしないし、そして影響及ぼされることが五年、十年先のことだというようなことで、国民の皆さんもあるいは国も、そういう趣旨でいうと因果関係について言わば理解しにくく、こういうようなことが一つの大きな原因になつてゐるんだろうと思つております。今回温対法の改定の中でもより見える化、こういうようなものが推進して、多くの人たちがある意味での切実な問題なんだという御認識をいたゞくと、こういうようなことにおいては私は一步も二歩も前進したんだろうと思います。

ただ、じゃ、国がそれについてどこまで取り組してまた、世界に向けて環境の先進国になつたと。少なくとも今までそういうプロセスであつたわけです。

これから日本はどうなんだろうかということとでございますけれども、この法律を見ましても、そしてこれまでの経緯、それから、これから先を考えてみましても、果たしてどうなのかといふこととでございます。都市構造であるとかエネルギー・システム、交通体系、産業構造などを変えなくちゃならないと、そして財政、税制、その改革を断行しなければならないと。そうすると、環境省

だけでは、環境省になつたわけでございますけれども、環境省になられてかえつてやりにくくなつたのかなと思つたりもするわけです。

早期に、例え半年に一遍あるいは一年に、正確なデータを早く出しつつ、もしそれが達成できないうようだつたら、より有効な政策的なあるいは様々な手法を取り入れていくべきだと、こういうふうなことを申し上げてありますけれども、環境省にいたいんではありますけれども、二酸化炭素の排出というものは地域のエネルギーの供給形態とか交通体系に大きく依存しているわけです。しかし、自治体はエネルギー行政上や交通行政上の権限を持っておりませんよね。こうした権限がない限り、自治体に温対法をやれと言つても、これまでのよう普及啓発活動、キャンペーンの域を出ないんではないかと。

本気で自治体に温対法をしてもらおうとするならエネルギー行政とか交通行政の権限を都道府県や大きな都市に分権化していくことが必要ではないかというふうに思つますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鷹下一郎君) エネルギー政策は国の根幹の政策だらうというふうに思いますから、それをいかに分権をして、地方が担う役割と国全体のエネルギー政策、このバランスも必要なんだろうというふうに思います。ただ、先生おっしゃるよう、地球温暖化対策というようなことでいうと、地方の取組にもつとより行政的な手法あるいは判断ができるような様々な権限、こういうのを移譲するということも重要だというふうに思ひます。

ただ、これ、エネルギー政策については私が軽々とこうしろああしろと言うわけにいかないわけでありますから、先ほど申し上げたように、政府全体の中でバランスの取つた議論を進めるために、環境省としても言うべきことは言わせていただきたいと、こういうふうに思います。

○広中和歌子君 今日、大勢、他省の方もいら

していただきたい、お答えいただかうるいは聞いていただきたいというふうにお願いしているわけでございますけれども、一つ、このことについてお伺いしたいと思います。

一九九〇年以降、石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量は一・三億トン増加していると言われております。日本全体の増加量は一・五億トンであるので、増加量のほとんどが石炭火力の増大というふうに言えるんではないかと思います。仮に石炭火力の発電量を一九九〇年レベルに下げ代わりの分をLNG火力で発電すると、そうすると日本の総排出量は七%近く減る計算になるわけであります。石炭火力の稼働率を下げLNG火力の稼働率を上げるだけで、二酸化炭素は七%も減ると。国民や産業界が一生懸命努力をするということもちろんですけれども、我慢には限界がある。やはり、きつちり大きく削減するには、そうした大臣所といふんではないかと思います。

○政府参考人(西山英彦君) まず、エネルギーの担当者から説明をさせていただきます。どうか、環境大臣とそれから資源エネルギー庁にお伺いいたします。

そういうことを電力会社に指導はできないのかどうか、環境大臣とそれから資源エネルギー庁においては、エネルギー源ごとに供給安定性、環境適合性、経済性などを評価いたしまして最適な組合せを図るということが重要でございます。

そういう考え方の下で申しますと、まず強調しなきやいけないことは、CO₂を排出しない原子力発電、これを、安全の確保を大前提でございますけれども、今後とも基幹電源として推進するといふことでございまして、平成二十年度の電力の供給計画によりますと、平成二十九年度までに原子力発電の発電電力量に占める割合といふものは、平成十八年度、今約三%でござりますけれども、これを約四二%に増加するという見通しで、これでかなりCO₂の削減ができると考えております。

していただきたいというふうにお願いしているわけでございますけれども、一つ、このことについてお伺いしたいと思います。

一九九〇年以降、石炭火力発電所からの二酸化炭素排出量は一・三億トン増加していると言われております。日本全体の増加量は一・五億トンであるので、増加量のほとんどが石炭火力の増大というふうに言えるんではないかと思います。仮に石炭火力の発電量を一九九〇年レベルに下げ代わりの分をLNG火力で発電すると、そうすると日本の総排出量は七%近く減る計算になるわけであります。石炭火力の稼働率を下げLNG火力の稼働率を上げるだけで、二酸化炭素は七%も減ると。国民や産業界が一生懸命努力をするということもちろんですけれども、我慢には限界がある。やはり、きつちり大きく削減するには、そうした大臣所といふんではないかと思います。

○政府参考人(西山英彦君) まず、エネルギーの担当者から説明をさせていただきます。どうか、環境大臣とそれから資源エネルギー庁においては、エネルギー源ごとに供給安定性、環境適合性、経済性などを評価いたしまして最適な組合せを図るということが重要でございます。

○政府参考人(西山英彦君) 環境省の立場から述べさせていただきます。

まず、当然ながら、石炭火力につきましては効率の改善を含めて最善の努力をしていただこうこれがども、今後とも基幹電源として推進するといふことでございまして、平成二十年度の電力の供給計画によりますと、平成二十九年度までに原子力発電の発電電力量に占める割合といふものは、平成十八年度、今約三%でござりますけれども、これを約四二%に増加するという見通しで、これでかなりCO₂の削減ができると考えております。

火力発電の全体は、LNG、石炭を含めまして全体として減らすという考え方になつております。そこで、平成十八年度から平成二十九年度までの間に、今六〇%あるものを約四九%まで一%減少させたいというふうに考えております。ただ、この減る割合は、まず石炭を申しますと、石炭の場合が今約二五%から今度二二%まで減らす、それからLNGにつきましては二六%のものを二二%まで減らすということにしたいと考えております。そういう見通しでございます。

LNGは、先生おっしゃるように、CO₂排出面では大変優れていますけれども、長期契約を中心としておりますために燃料の調達が硬直的なところがございますし、それからアジアを中心として世界的にLNGの需要増がありますので、大幅に日本でLNGを調達増加することは容易ではございません。それにスポット価格が今調達しておりますのは原油並みに高くなっています。

他方、石炭にもいい点、悪い点がございます。二酸化炭素の排出量は大きゅうございますけれども、他の化石燃料に比べますと資源の安定的な確保とか経済性では優れているわけでございます。

そういう意味で、電力の安定的な供給という意味では国民生活に非常に重要なものともなっているわけでございます。

これらの観点を含めまして、最適な組合せを図るということで対応をしてまいりたいと考えております。

○政府参考人(南川秀樹君) 環境省の立場から述べさせていただきます。

まず、当然ながら、石炭火力につきましては効率の改善を含めて最善の努力をしていただこうこれがども、今後とも基幹電源として推進するといふことでございまして、平成二十年度の電力の供給計画によりますと、平成二十九年度までに原子力発電の発電電力量に占める割合といふものは、平成十八年度、今約三%でござりますけれども、これを約四二%に増加するという見通しで、これでかなりCO₂の削減ができると考えております。

○政府参考人(西山英彦君) 今現在、柏崎刈羽発電所が地震で止まつている分などを合わせまして十九年度は稼働率六〇%ぐらいでござります。一番いいときで八〇%を超えた時期もございました。

○広中和歌子君 ということは、算数でいうと三一%掛ける八〇%ということですか。そうすると二四%。

○政府参考人(西山英彦君) 三一%は、稼働率を含めまして、十八年度は七割の稼働率で三一%動いているということでございます。

○広中和歌子君 それから、石炭について非常にこだわつていらっしゃるというのか、非常に使いやすい、使い勝手がいい燃料なんだろうと思いませんけれども、これがどうかと思います。

○政府参考人(西山英彦君) それで、今は電力については比較的値段が安定しているということで、ほかのエネルギーから電力への転換がむしろ一般の方々も求められているようなどころもござりますので、電力について上げ幅を比較的小さく抑えているという今の政策もふうに考えております。

○広中和歌子君 今、CO₂が削減でいいな、だれが出しているかということなんですかね。どちらも、産業界はどうちらかというと優等生である

CO₂排出の少ないエネルギーへの転換が必要でございます。特に、LNGのみならず、原子力があると思っています。

○広中和歌子君 原子力でございますけれども、それを認めていくとして、三一%を四二%にどうやって増やしていくのか。今のキャパシティーをどういう形で広げていくのか、具体的にお話しいただけませんか。

○政府参考人(西山英彦君) 今、日本には原子力発電の計画は、すべてを合わせると新しく十三基作る予定がございます。供給計画の中に入つておりますのと/orも九基ございますので、この九基の原子力発電所の計画を着実に進めるということでございます。

○政府参考人(西山英彦君) 今現在、柏崎刈羽発電所が地震で止まつている分などを合わせまして十九年度は稼働率六〇%ぐらいでござります。一番いいときで八〇%を超えた時期もございました。

○広中和歌子君 ということは、算数でいうと三一%掛ける八〇%ということですか。そうすると二四%。

○政府参考人(西山英彦君) 三一%は、稼働率を含めまして、十八年度は七割の稼働率で三一%動いているということでございます。

○広中和歌子君 それから、石炭について非常にこだわつていらっしゃるというのか、非常に使いやすい、使い勝手がいい燃料なんだろうと思いませんけれども、これがどうかと思います。

○政府参考人(西山英彦君) それで、今は電力については比較的値段が安定しているということで、ほかのエネルギーから電力への転換がむしろ一般の方々も求められているようなどころもござりますので、電力について上げ幅を比較的小さく抑えているという今の政策もふうに考えております。

○広中和歌子君 今、CO₂が削減でいいな、だれが出しているかということなんですかね。どちらも、産業界はどうちらかというと優等生である

と、良くやつていると、増加していないということがあります。されども、増えているのは民生、オフィスの方でCO₂が増えているというふうに言われてゐるわけですけれども、そこのこところをやはりきつちり手当てをしなければ、産業界だけに言うのではなくて、やはり私たち一般の使用者が痛みを感じるような政策を考えなければこの状況は変わつてこないだらうと思う。

例えば、電気を蛍光灯に替えるとかいろいろな工夫は言われてゐるわけですから、まだまだ国民の中に実感がないと、あるいは業務をやってゐる人たちはその実感がないということであるのだつたらば、もつとそれこそ経済的手法で対策を取りるように仕向けていくといふ、そういう政治的な判断が必要ではないかと。

例えばオフィスの、今もう非常にたくさん建設しているガラスの建物、私があるビル会社の社長のところに会いに行きましたら、お話を聞きに行つたら、これはほとんど夏でも冬でも暖房費じゃなくて冷房費なんですよと言つていらつてしまふけれども。ともかく、ガラスであつても何でも、断熱効果を非常に高めるようなビル、家、そういうものを造つていく、工夫していく必要があるのではないかなど。

そういうことで、国土交通省に伺いますけれども、どのような努力がされているのか、またそれに対して経済的インセンティブ、経済的手法の中でやはりインセンティブを与えることが必要だと思つてござりますけれども、その政策についてお伺いいたします。

○政府参考人(小川富由君) お答えをいたしま

す。

御指摘のように、民生の場合、ビルとか建物で使つていくと熱が発生をすると、そういう熱をいかに効率的に使うかというようなことで、例えば外断熱とかいろいろな工法提案をされておりま

す。そういう断熱性能を上げていく、また機器などビルであるとか業務用のビルとか、それから自動車、そしてまた家庭であるわけです。それは電力車両なんですかけれども、その使用に電力会社のCO₂の排出が負荷されると、そういうことで民生の方でCO₂が増えているというふうに言われてゐるわけですけれども、そこのこところをやはりきつちり手当てをしなければ、産業界だけに言うのではなくて、やはり私たち一般の使用者が痛みを感じるような政策を考えなければこの状況は変わつてこないだらうと思う。

例えば、電気を蛍光灯に替えるとかいろいろな工夫は言われてゐるわけですから、まだまだ国民の中に実感がないと、あるいは業務をやってゐる人たちはその実感がないということであるのだつたらば、もつとそれこそ経済的手法で対策を取りるように仕向けていくといふ、そういう政治的な判断が必要ではないかと。

例えばオフィスの、今もう非常にたくさん建設しているガラスの建物、私があるビル会社の社長のところに会いに行きましたら、お話を聞きに行つたら、これはほとんど夏でも冬でも暖房費じゃなくて冷房費なんですよと言つていらつてしまふけれども。ともかく、ガラスであつても何でも、断熱効果を非常に高めるようなビル、家、そういうものを造つていく、工夫していく必要があるのではないかなど。

そういうことで、国土交通省に伺いますけれども、どのような努力がされているのか、またそれに対して経済的インセンティブ、経済的手法の中でやはりインセンティブを与えることが必要だと思つてござりますけれども、その政策についてお伺いいたします。

○政府参考人(小川富由君) お答えをいたしま

す。

また、融資の方でございますが、これは民間住宅ローンの証券化支援事業、これは以前住宅金融公庫が直接お金を貸していたものを変えて民間のローンを債券化するという事業をやつております。また、融資の方でございますが、これは民間住宅ローンの証券化支援事業、これは以前住宅金融公庫が直接お金を貸していたものを変えて民間のローンを債券化するという事業をやつております。

先進的かつ効率的な省CO₂技術、こういったもののが、省エネ性能の高い住宅建築プロジェクトに対する支援事業、これは新しい

促進の施策でございます。一つは省エネルギー法、これ今回改正をいたしまして、例えば大規模な住宅、建築物、二千平米以上でござりますけれども、これについて省エネ措置が著しく不十分な場合には命令まで掛けて是正をさせる、あるいは一定の中規模の住宅、建築物についても省エネ措置の届出を義務付けるといった形で、言わば規制という形の推進をしております。また、これは自治体の方々が建築の行政の一環という形で入つていただきたいことでございまして、地域におけるエネルギーの、省エネルギーということの意識も高めていただきたいというようなことになります。

また、経済的なインセンティブでござりますけれども、平成二十年度の税制改正におきましては、既存住宅についての省エネ改修、これについて所得税あるいは固定資産税の特例措置を講じました。また、業務用のビルでござりますけれども、これは現行の優遇措置でござりますエネルギー需給構造改革推進投資促進税制というのがあるのですが、そのものが、そのものの価値が保たれるような最初からいいものを造るという考え方、その中にはやはり省エネ的な要素をたくさん入れますと、住宅としての価値というものがそのものの価値が上がるだけではなくて、その価値を維持していくことのあるわけでござりますから、省エネという意味からも是非もうちょっと頑張つていただきたいと思うわけです。

それから、再びエネルギー庁にまたお伺いしたくわけですが、そうした住宅について、例えばビルなり一般家庭の太陽光発電ですね、それについての補助というのももう最近打ち切られました。これは、エネルギー庁、じやなくてどちらの管轄か分かりませんけれども、どうしてそれをなされたのか。これは、エネルギー庁、じやなくてどちらの管轄か分かりませんけれども、その点についてお伺いいたします。

○政府参考人(上田隆之君) エネルギー庁の方から答えていただきたいと思います。

どうして太陽光補助金をやめたのかという御指摘かと思います。

太陽光補助金でござりますけれども、過去三百年億円ぐらいのお金投入してまいりました。始めた当時は太陽光発電というのは、大体一家の、一軒当たり七百万円ぐらいしたわけでござりますけれども、補助制度の充実がありまして、現在一軒三・五キロワットぐらいのシステムを入れることが多いわけでございますが、大体二百二十万円ぐらいに低下をしております。普及も相当進んでいます。普及も直近はヨーロッパの国々に抜かれたというふうに聞いていますけれども、大変懸念なことだと思いますが、何かコメントございましたら。

それから、太陽光発電を始めとして様々な自然エネルギーを使った発電に対して電力会社がどのような買取り価格で買い取っているか。日本の場合はリミットを設けているようでござりますけれども、ドイツの例では、リミットを設げずに買わなければならないということ、そしてその買取り

価格というものは非常に高いです。だから、一般的の発電をする人に払うよりも自分で発電しようと、電力会社そのものが、そういうような動きになつていてるということをドイツの方から聞いたわけですけれども、その点につきまして、エネルギー庁からお伺いいたします。

○政府参考人(上田隆之君) まず、太陽光発電の技術的には我が国の太陽光発電というのは本当に世界のトップレベルにあると思います。瞬間に風速におきましてドイツに抜かれたのではないかという御指摘は事実でございます。ただ、世界の生産量を見ますと、我が国は世界全体の生産量の現在約四割を占めていますが、主要な会社のうち重要な日本企業のメーカーというのが生産量の非常に大きなウエートを占めているわけですが、す。そういう意味で、太陽光発電というのは日本の物づくりの技術の粋を集めたものでございまして、引き続きこれを大きく伸ばしていく必要はあると思います。

その伸ばし方の一つとしてよく、委員御指摘のような、ドイツにおいては固定価格買取り制度を行つて、我が国においてもこういった制度を導入するなり検討してはどうかという御指摘を実はよくいただけております。せっかくなので、この固定価格買取り制度について私どもいろいろ勉強はしたりしているわけですが、率直に申し上げまして、いい点もあれば非常に問題である点もあるわけでございまして、少しそこの点を御説明させていただければと思ひますけれども。

ドイツの固定価格買取り制度というものは、例えば太陽光発電につきましては、現在のところ、高い値段で、二十年間その価格でずっと貰い取るという制度を維持しております。その結果、委員御指摘のように、多くの太陽光発電がそこに生まれましてドイツにおける導入量が非常に進んだというの

価格といふものは非常に高いです。だから、一般的な発電をする人に払うよりも自分で発電しようと、電力会社そのものが、そういうような動きになつていてるということをドイツの方から聞いたわけですけれども、その点につきまして、エネルギー庁からお伺いいたします。

○政府参考人(上田隆之君) まず、太陽光発電の技術レベルのお話がございました。

他方で、これには様々なある種の副作用があるというのも事実でございまして、まず第一に、これは非常に七十五円という高い価格で買取るわけでございます。太陽光の発電コストというのには、ドイツにおけるコストというのは承知しております。それから数十円ぐらいの利益が出るわけで、かりりませんけれど、我が国の場合、大体キロワットアワー当たりよく四十五円ぐらいであると言われます。それを七十五円という価格で買取るわけですから、数年間ずっと続いているというシステムになつてます。それを七十五円という価格で買取るわけですから、数年間ずっと続いているというシステムになつてます。したがつて、その事業者、発電事業者の方から見ますと非常にリスクが全くないビジネスになつております。もう一つは、じゃその電力会社が買取ったコストというのはだれが負担しているんだろうかと、そこにコストの削減のインセンティブが働かないという問題がござります。

その事業者、発電事業者の方から見ますと非常にリスクが全くないビジネスになつております。もう一つは、じゃその電力会社が買取ったコストというのはだれが負担しているんだろうかと、そこにコストの削減のインセンティブが働かないという問題がござります。

そこで、かつ二十年間固定価格で買取りますので、今年買つたら来年も買取り続く、再来年も買取り続けると。来年になると更に新しいのを買取ります。今年買つたら来年も買取り続けることと、実は電力料金が毎年毎年恒常的に上がっていくということにならざるを得ないと、いう側面を持っております。

こういった様々なある種の問題点というのがあります。そこから、実はこの固定価格買取り制度に対する理解をしてもらおうと、教え込んでいくという、そういうことが必要だと思うわけです。特にまた日本が二〇〇二年にヨハネスブルグ・サミットで提案した持続可能な教育の十年、その日本の提案によって二〇〇五年以降世界中で実施されている環境教育、その実態について御答弁いただけたらと思います。それは環境省とそれから文部科学省、両方でお取り組みだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○政府参考人(布村幸彦君) お答えいたします。

学校における環境教育につきましては、先生御指摘のとおり、小中高等学校を通じまして児童生徒の発達の段階に応じて社会科、理科などの各教科、また総合的な学習の時間で、学校の教育活動全体を通じて執り行つております。例えば小学校の理科では、自然環境を大切にする心やより良い環境をつくろうとする態度の育成につながる活動を決めて、その量の買取りを義務付けています。そういう意味で、日本の場合、RPSといいまして、RPSを決めて、その量の買取りを義務付けています。それでございまして、ドイツの場合は価格を決める NASあるところでございますが、ドイツのものに關しては、そういうような指摘もあるわけでござ

いたしましても、先ほど申し上げましたけれども、新エネ対策そのものは、太陽光も含めて私ども一生懸命やつてまいりたいと思いまして、今様々な検討を行わしていただいている。ちょっと長くなり、申し訳ありませんでした。

○広中和歌子君 もし不備があるんであれば、ドコムでございます。それを七十五円という価格で買取るわけでもあります。それから数年間ずっと続いているというシステムで、そこから数年間ずっと続いているというシステムで、今非常に低いです。二十円か何かではないですか。それでは進まないということで、本当にっと上げていくといふこと。こうした厳しいというのか懐が痛むような環境政策というのは、やはり国民の理解を得なければやりにくいということがある、まあ少なくとも日本が買取る価格というのは非常に低いです。二十円か何かではないですか。それでは進まないということです。

○広中和歌子君 もし不備があるんであれば、ドコムでございます。それを七十五円という価格で買取るわけでもあります。それから数年間ずっと続いているというシステムで、今非常に低いです。二十円か何かではないですか。それでは進まないということです。

○広中和歌子君 もし不備があるんであれば、ドコムでございます。それを七十五円という価格で買取るわけでもあります。それから数年間ずっと続いているというシステムで、今非常に低いです。二十円か何かではないですか。それでは進まないということです。

○広中和歌子君 もし不備があるんであれば、ドコムでございます。それを七十五円という価格で買取るわけでもあります。それから数年間ずっと続いているというシステムで、今非常に低いです。二十円か何かではないですか。それでは進まないということです。

<p>年が重要なことで合意がされまして、そしてこの環境教育の一層の推進のため、関係主体間の協働による取組事例などの各国の優良事例の共有、途上国と先進国間での高等教育機関・国際機関のネットワークによる途上国の人材育成支援が有用だということも合意されたところでござります。</p> <p>この問題について、更に内外含めて熱心に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○広中和歌子君 終わります。</p> <p>○委員長(松山政司君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。</p> <p>午後零時一分休憩</p>
<p>○委員長(松山政司君) ただいまから環境委員会を開いたします。</p> <p>休憩前に引き続き、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は順次御発言願います。</p> <p>○荒井広幸君 いつも質問を取つていただいて、遅くまで、ぎりぎりまで御調整をいたしております。担当の皆さん、また大臣、副大臣、皆さんにまず御迷惑を掛けていること、おわびを申し上げて、質問に入らせていただきたいと思いま</p> <p>す。</p> <p>今日は温対法の改正ですが、その前に、ミャンマーの台風ですね、サイクロン、そして中国での地震、お見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>ミャンマーからはこれから具体的な日本に対する援助協力ということが出てくるんだろうと思いますが、中国に限ってお聞かせをいただきたいわけですが、今日いたでいる時間の中で少しきらりと提案と議論を大臣とさせていただいたために、今までそして昨日調整をしていただいた中での数字等を本当はお聞かせいただくところですが、私の方でこの間皆さんから御指導いただい</p>
<p>たところについては私の解釈等を含めて数字を申し上げて、時間を省略させていただきたいと、このように思うんです。</p> <p>○広中和歌子君 終わります。</p> <p>○委員長(松山政司君) 午後の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。</p> <p>午後零時一分休憩</p>
<p>たところについては私の解釈等を含めて数字を申し上げて、時間を省略させていただきたいと、このように思うんです。</p> <p>○委員長(松山政司君) いち早く対応されました。中国の公使から、一番先にお見舞いの電話が胡錦濤主席にあったのは福田総理からであったというお話を承りました。また、一番今支援をしていただいているといふことで感謝の言葉も公使からはございましたけれども、テントが不足だということを非常に言つていらっしゃるわけですね。</p> <p>それで、外務省の方にテントが不足していると中国政府から具体的な要請があります。感謝しつつも具体的な要請があります。五億円に上る援助をしておりまして、二千百一十八張り、テント、これを用意したんですが、五百万張り、五百萬世帯分が必要だと、こういうことなんです。全く足りない。しかも、雨季になるんだそうです、あの地区は。とにかくテントをお願いしたいと、こういうことでございりますけれども。</p> <p>○委員長(松山政司君) どうぞお聞きください。いろいろな経験から備蓄をしております。参考のために、テントの備蓄量、これをお話しいただけますか、県と市町村ごとで。簡単にいきましょうか。ここなかなか分かる人がいないので、あえて聞きます。</p> <p>○政府参考人(岡山淳君) 先生お尋ねのあります自治体におけるテントの備蓄状況でございますけれども、平成十九年、昨年四月一日現在の数字がございまして、自治体が自ら備蓄しております公的備蓄と、自治体が民間業者などと協定を結ぶことによる備蓄である流通在庫備蓄がござりますが、合わせまして都道府県で三千六百一張り、市区町村で三万四千九百五十四張りで、合計三万八千五百五十五張りとなっています。</p> <p>○荒井広幸君 約四万近い、四万張りの備蓄があるんですね。どうですか、一割でも、自治体に御協力をお願いして、地元に安心を守るために備蓄の中でも特にテントに重点を置いた支援をこれまで行っております。</p> <p>○委員長(松山政司君) お答え申し上げま</p> <p>す。</p> <p>○委員御指摘のとおり、中国側より特にテントが不足しているということでございまして、五億円相当の無償資金協力及び緊急援助物資の中でも特にテントに重点を置いた支援をこれまで行っております。</p> <p>○政府参考人(岡山淳君) こうしたテント等の備蓄物資につきましては、それぞれの地域におきまして災害が発生した場合に備えているものでございませんけれども、今回の中国四川大地震に際しまして、国内の自治体においては独自の判断において見舞金や物資の支援を行つてある例もあると聞いております。</p> <p>○政府参考人(岡山淳君) こうしたテント等の備蓄物資につきましては、それぞれの地域におきましては、政府において現地における物資の不足状況や受入れ体制などを踏まえましてよく検討をする必要がございますけれども、その中で消防庁としましても必要に応じできることはしっかりとやつてしまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○荒井広幸君 自治体の自主的な判断ですが、マスコミによらなければ分かりませんよ、今の話では。自治体では三百数十か所が中国との姉妹都市も結んでいます。そのホットラインがあるかもしません。しかし、今の消極的な姿勢でいえば、マスコミの報道以外、五百萬世帯分のテントが足りないなどということは、地方自治団体どのようにしてそれを把握するんでしょう。独自の判断を地方政府にしていくいただくためにも、そうした連絡網を総務省は緊急に整えることを要望します。</p> <p>○政府参考人(岡山淳君) では、外務省、これだけで協力は終わりでしょうか。特にテントについて大至急対応をするという、そのような考えはありませんか。</p> <p>○政府参考人(石川和秀君) 予備費といつのが三千五百億あるんです。これは我が国用の予備費ではあります。これが、各省でそれなりの緊急対応のときに、特に外務省、海外対応ですが、いろんな形で予算の中、やりくりもできますし、緊急支援をしていただけたいと思います。</p> <p>○委員長(松山政司君) 大臣、どうぞ閣内でも今のような実情、是非お伝えください。テントがとにかくないです。仮設住宅、阪神・淡路三十分です。仮設住宅にしたら五百萬世帯ですよ。移動する、ダムが決壊するところもありますから。そんなの待てないですよ。その情報は随分すぐれた情報ですね。もつとも私たちには昨日、議員の先生方と、神取先生もいますが、中国公使などと意見交換をしてこうして話をしているということですから、大至急手当をしてください。雨季に入ります。大変なことになります。</p> <p>さて、大臣、午前中の話で、大臣のG8サミット、議長総括、私は評価いたします。その中での苦渋、これはうんと私も分かります。というのは、こういう表現大臣を使いましたね。ゴールまで一合目か二合目ぐらいだと。その決意のほどをここで知るわけですが、私は今回の法改正をする予</p>

<p>定になつたのは、いわゆる事業者、国民生活、のところが九〇年基準にして三〇から四〇近く排出量が増えていると、ここに対する懸念であり、同時に超党派で修正をしたということは実効性を伴うように具体的に入れたわけですね、修正案というの。</p> <p>こういったものを考えますと、私はこういった点が抜けていたんじゃないかなと、この法案にもですね。森林についての新しい補てん手続というのはあります、どうして日本が休耕地、荒れ地にしているようななどに對して、特に稻ですね、減反しているわけです、この減反しているところを起こせば、CO₂食べるわけですね。しかも、それをバイオマス燃料に切り替えれば、カーボンニュートラルですよ。排出量が増えたところを削減するという努力のほかに、更に削減するということ可能なんです。農業分野、こういったところについてはカウントされません。森林は吸収源としてカウントされます。どうですか、農林省さん。積み上げ方式と、この有効性を持つためにも、農業分野の次期温室効果ガス削減の枠組みの中で目標達成をするために農業部門という部門をきちんと組み入れていく、そして化石燃料の削減に効果を与えていく、CO₂を削減する。農林省、どういう見解ですか。</p> <p>○政府参考人(佐々木昭博君)お答えいたしました。</p> <p>農林水産省といたしましては、平成十九年の、昨年六月に策定いたしました農林水産省地球温暖化対策総戦略におきまして、今先生御指摘の森林吸収源対策として千三百万炭素トン、これを確保すること、そして国産バイオ燃料を平成二十三年に単年度で五万キロリットル以上生産するということなどを目標といたしまして、地球温暖化防止策、適応策、そして国際協力等に取り組んでおるところでございます。さらに、本年五月に肥料・農業・農村政策推進本部で決定されました二十一世紀新農政二〇〇八に基づきまして、農山漁</p>
<p>村地域における低炭素社会の実現に向けた取組や、農林水産分野における省CO₂効果の見える化を推進し、地球温暖化対策を強化していくこととしております。</p> <p>今後、この総合戦略に基づきまして、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進します。</p> <p>○荒井広幸君 地球温暖化にも積極的に農業分野が、これが対応するという、そういう取組は聞きました。分かりました。問題はスキームなんですね、大臣。農業分野ってないです。今、どうでしょうか、新たな枠組みに農業分野を入れる。</p> <p>○政府参考人(南川秀樹君)技術的なことについてお答えさせていただきます。</p> <p>現在は世界的にもこれは農業部門の一環として扱われております。また、我が国の目達計画においても、農業部門につきましては産業部門とともに、農業部門の技術的なことについてお答えさせていただきます。</p> <p>これは二つの理由がございまして、バイオマスエネルギー利用すると、これ大変意味あるわけですが、それが、農業部門での削減効果になるわけですが、これが形状としましては、ございますけれども、これは形状としましては、エネルギー利用すると、これ大変意味あるわけですが、それが、農業部門での削減効果になるわけですが、これが形状としましては、ございますけれども、これは農業部門の排出削減にはなりません。</p> <p>それから二つ目には、農業部門のエネルギー起源CO₂は約八百九十万トンということでございまして、数億トン単位の排出量が計上される他の部門に比べて少ないということからそうなつておるわけでございます。</p>
<p>ただ、荒井委員から御指摘のとおり、いろいろ次期枠組みについて様々な議論がござります。その中で、実際にニュージーランドからは、次期枠組みの中では是非農業部門を独立すべきだと。もう少し言いますと、農業部門も設けた上で、セク</p> <p>ター別にいろいろ積み上げて目標を検討すべきだと、そういうふたつ指摘もニュージーランドからされると、そこそこでございます。こういった各国の状況もよく見極めながら、日本としても必要な対応を検討していきたいと考えております。</p> <p>○荒井広幸君 農林省に今のを受けてお尋ねするんですね。</p> <p>今のは、結局バイオ燃料になつたら、運輸部門のこれバイオ燃料になりますから、それで走るとするから、一部分、産業部門でやるというんですが、そして排出量が少ないから八百九十万トンだということですね。今、どういう現状が起きているかといえば、穀物需要の増大で、地球温暖化で穀物が足りなくなっているんでしょう、砂漠化も含めて。しかも、バイオ原料に向かっているですから、高騰している。それから、人口増大がある。飼料や食料の増大も見込まれるし、国際的にはもう逼迫現状です。こういうときに、環境省もよく考えてくださいよ、こういうときに、百万ヘクタールに及ぶ、今二百六十万ヘクタールあるんですが、百万ヘクタール減反させているんですけど、百万ヘクタール減反させているんですよ。これをバイオ燃料用に直しまして、ぶわっと刈つてもいいんです。値段差はどんどん今縮まりますよ、価格が高騰していますから。それで、田畠を起こすことによつて地方が生き返ってきます。二次収入になります。いかがでしょう。</p> <p>こういう観点でやると、農地の保全という意味合いで、ヨーロッパは麦ですね、生産調整している。そうして、アメリカなんかも、これ、今トウモロコシがあれですから調整どういうふうにするか分かりませんが、サトウキビも、ブラジルもある。日本は米ですよ。そういうたところが小さくても、もちろん積もれば山となる、そういう対策を講じなくてどうして大臣、私は、先ほどの三合目、四合目に進行るんだろうというふうに思うんですね。意識改革が農家にも、農業にも新しい環境というのを入れたイノベーションが起きるんですよ。是非これは検討するようにお願いしたいとい</p>
<p>うふうに思いますが、こういったことをやることによって、農林省の皆さん、減反政策を変えることができるということです。</p> <p>これについてどう思うか、見解だけ聞かしてくれます、簡単になるだけいいですからね。</p> <p>○政府参考人(佐々木昭博君)農地の生産力を保持しながら活用することは非常に大切だと考えております。ただ、食料や飼料との競合の問題もございまして、ここと競合しない範囲において進めることができると考えております。</p> <p>○荒井広幸君 さらに、農協単位で、農家が生産して、それによってCO₂を吸収するということを私は積極的に進めてもらいたいと。では、今回、森林もありますが、林野庁にお尋ねします。</p> <p>一千三百万千瓦を、これを森林吸収源として考えるわけです。日本の国の七割が森林であります。適正な森林経営が行われなければ、吸収源、効果を持ちませんからカウントされない。それで追加しているわけですね、追加をしている、二十万ヘクタールの整備を含めて新たに追加している。</p> <p>そこに、間伐含めて木材出でます。それらをチップで原料、チップにしていく、木質ペレットですね。こうすることによって地球温暖化を守っていく。吸収源として解決しなくちゃいけないことで予算が追加した。これだけだって大変なこと。追加したことによって更に面積は広がつて木質チップができてくる。</p> <p>海外を買って日本を買わないのは、安定したチップの供給量がないからだという。そして、そういうものを仕組みにするお金がなかったからですよ。地球温暖化対策でお金も出てきた、面積も</p>

丁寧にやろうとしている。二重になりませんか、一石二鳥に。こういうところについてどういうふうに考へているか、もう手短いでいいです、お願ひします。

○政府参考人(島田泰助君) 間伐材のうち木材として利用されずに林地内に放置されているいわゆる林地残材などを木質ペレットなどのバイオマスとして利活用することにつきましては、化石燃料への依存を減らし、地球温暖化の防止に寄与するとともに、地域の活性化、また雇用の場の確保にも役立つものと考えているところでございます。

しかしながら、木質バイオマスのうち林地に残されている残材につきましては、収集運搬コストが高いというようなことのため、今の段階ではほとんど利用されおりません。いかにこのコストの縮減を図るかが課題というふうになつていて考へております。

このため、これまでも路網の整備、高性能林業機械の導入の促進を図るとともに、素材生産現場で発生した枝ですか小さな丸太などを現場で粉碎して使いやすくする移動式チッパーを作るなど、そういうような技術開発にも取り組んできています。

さらに、二十年度予算におきましては、新たにこのような開発された技術も活用しながら、民間企業からの提案された低コスト化につながる取組を実践し、間伐を促進しつつ木質バイオマスを安定的に供給するモデルを構築することに取り組むことといたしております。

今後とも、政府全体として取り組んでいるバイオマス・ニッポン総合戦略などを踏まえまして、関係省庁とも連携を取らせていただきながら、川上から川下まで一体となつた取組を進めることにして考へているところでございます。

○荒井広幸君 地方が山が生き返つてくるわけですが、私のこうやって意気込みと全然違つて、淡々と問題点を指摘し、難しいということを言わ

れるわけですね。恐らく大臣、これがセクター別というものの積み上げの実態なんですよ。

ですから、こういうものを我々議員の皆さんと協議することは、そういう一つ一つをやはり解決していく。それにはやっぱり、どこまで進むかという目標があつて、お互ひがそれに向くために解決努力をするということだと思いますので、大臣の苦労も分かりますが、どうぞ、我々もその苦労を考えながら、次のような具体的な提案に入つてまいりたいというふうに思つてます。

それはどういうことかというと、今回の総括では、大臣、排出量取引や環境税などについては効果的、有効な手段と認識を共有したと、こういうことでお話よろしいですよね。先ほどもお話をあつたわけです。

そこで私は角度を変えます。金融庁さん、今、日本には七つのいわゆる取引所があるわけですね。東証、大証、ジャスダック、こういったものがあるわけです。こういつたものが、金融商品の取引法改正を進めて今審議中ですか、審議中ですかね。その中で、いわゆる排出量取引、この市場を、金融商品取引法の改正を行つて東証が排出量取引ができるようになりますね。確認です。

○政府参考人(岳野万里夫君) お答え申し上げます。

今、荒井委員が御指摘になられたとおりでございます。いまして、現在国会で御審議をお願いしております。金融商品取引法の改正案では、今後、排出量取引に関する検討が深まつていく中で、金融商品取引所が適時に期待される役割を發揮していくことができるように、兼業業務として排出量取引に関する市場を創設することができるようになります。

○荒井広幸君 不思議なことに、排出量取引をどうするかという議論をやつてあるさなかに取引ができる市場の受皿ができるんです。そして、EUは既にやつてある、アメリカは州ごとにEUと連携をするかと今まで言つてゐる大きく変わつてゐるわけですね。

外務省さんに調査をお願いしました。大臣、この調査なんです。オバマ、クリントン、そして共和党のマケインさん、どういうことをアメリカとしての地球温暖化に対応するかというのを聞いてますと、オバマ、クリントン両候補とも公式サイトで、二〇〇年までに一九九〇年レベルまで行く。民主党はオバマ、ヒラリー、どっちもそう言つてます。そして、マケインは、九〇年レベルなんですが、二〇三〇年に九〇年比三三%削減ということを言つてます。これ数字まで挙げています。そして、民主党の方が積極的ですが、五〇年までのいわゆる長期ですね、今言つたのは中期ですよ、長期は八〇%削減、マケインさんだけが共和党六〇%削減。どっちにしても大転換になりますよ、これ、どっちが勝つても。

そうなったとき日本は、今のような排出権取引、何年、今議論しているんですか。それは、産業界の気分も分かる。しかし、こうして我々、我々の生活者部門まで変えていこうと言つてゐるわけですよ。そろそろ議論を出さないといけないんじゃないでしょうか。中期目標を立てなきやいけないと私は思います。

大臣、改めて御見解、中期目標をどのように数字目標を立てるかどうか、お伺いします。

○国務大臣(鷗下一郎君) いつもながら荒井先生には大変勇気付けられるわけでありますけれども、大臣が、午前中も、炭素に値段を付けていくんだということなんだと思うんですね。そういう中で、お互ひが環境といふものと共生していくことがお金になる価値になるんだと、生き方が価値になる、お金になると言つてもいいと思います。ただ単に便益とか物ではなくて、考え方方が価値になるんですよ。そのときに、いつも日本はアメリカの基軸通貨というもののなかで生き方が価値になる、大変な軍事力というのは大きな理屈になりますが。今、目の前に、排出量を削減する技術は日本なんですよ、まだ。いろんな面で下がつてはまいりましたが。それを世界に展開して、世界に貢献しながら、日本もそれで少子化時代、高齢化時代を、年金も含めて安定して生きていけるようなそうした蓄えもしなきやいけない。世界に貢献し、日本の蓄えにもなるんです。

このときに、円の国際化ということを図らなければならぬと私は思つてゐるわけです。このときの、当面の間ですよね、この炭素市場というのは。みんなが目的達成すれば買取りはないんです

<p>から。そういうのはもう将来はなくなつてほし い、そく願いますが、だからこそ一時的だと思 うんです。この一時的な炭素市場の中で、中国は今 一八・八%、そしてインドが四・数%持つてゐる わけです。どんどんアジアが排出していく、そ ういうところの取引で日本の技術や考え方、生き方 が生きてくるわけですから。円で、ここは、炭素 は円である、世界市場は円で決済する、こういう アジア、いわゆる、言つてみれば国際排出権取 引市場、こういったものを構想するべきではありま せんか。財務省、どう思いますか、これについて は。</p>
<p>○政府参考人(永長正士君) お答え申し上げま す。</p>
<p>円の国際化の重要性、もうそれは委員が御指摘 のとおりでございます。日本経済が為替変動の影 響を極力受けないようにすると、さらには、域 内、アジア域内の経済の安定にも資するというふ うに我々も認識しております。</p>
<p>御指摘の、排出権の取引自体についての検討段 階は、今環境大臣からも御答弁あつたとおりでござ ります。我々いたしましては、円の国際化が 極めて重要な課題であるという観点に常に立ちま して、各般の努力をしてまいりたいと思います。</p>
<p>○荒井広幸君 平和に環境で貢献するというの が、軍事力に代わる日本の生き方でしよう、これ が。やっぱり大臣、我々は今、環境を語りながら そういったことを我々は語つているんだと思うん ですね。円が強くなるということは、産業部門に とつてこれほど有利なことないでしよう。</p>
<p>経済産業省、どうですか。排出権取引、輸出も 輸入もいろんなことがありますよ。しかし、トータ ルで見たら、これは円がきちんと安定する強い基 軸になるということは大変なことでしよう。そ ういう面からも排出量取引、まだ検討するという感 じでしょうか、経産省。</p>
<p>○政府参考人(伊藤元君) 先ほど委員御指摘のと おり、G8の環境大臣会合の議長総括におきまし ては、排出権取引や税制上のインセンティブだけ</p>
<p>ではなくて、パフォーマンスに基づく規制とか料 金あるいは税、消費者ラベル等の市場メカニズム の有効性という点が共有されたと認識しております 。そうした中で、一つの政策手法として排出権 取引制度について検討するため、今年の春から局 長の下で研究を鋭意進めているところでございま す。</p>
<p>ただ、繰り返しになりますけれども、排出権取 引制度は一つの政策手法でございまして、そのた めの大前提としては、国際的にすべての主要排 出国が参加し、かつ公平なまことに義務を負っていく という枠組みができなければいろいろな弊害も生 じるわけでございます。例えば、一方的な枠が形 成された場合には、クレジット取得などによりま して資金の一方的な海外流出ということが起る ことも懸念されると思っております。加えまし て、欧州等におきましても、国際競争とかあるい はカーボンリーケージということについても盛ん に議論が行われていることだと承知しております。</p>
<p>こうした中で、まずはいわゆるセクター別アブ ローク等のアイデアも活用しながら公平な国際的 な総量目標を目指してつくつていくと、その下で の主要排出国がすべて参加する枠組みづくりが大 前提であると思います。さはざりながら、繰り返 しになりますが、国内排出権取引制度につきまし ても一つの政策手段としての検討は大いに進めて いくべきであるというふうに認識をしておりま す。</p>
<p>ちなみに、円の国際化についてでございますけ れども、技術が日本発であるということとそれに 伴つた排出権取引市場がどういう通貨で取引され るかというところにつきましては、やはりかなり 金融市場の特殊性とかその中の力学というもの が大きく働くのではないかというふうに認識して おります。</p>
<p>○荒井広幸君 銳意努力している、研究してい る、それをえいやつにしなきや駄目なんですね。</p>
<p>しかも、IGCCという次世代型の石炭火力の 技術は欧米と日本が競っていますが、日本方式の 方がはるかにこれは、はるかにといつても本当に 一%の争いなんですが、これは年間で世界 中にしたら大変な排出削減なんですが、この技術 は日本が今実験段階ですが、IGCCやつてい る。</p>
<p>こういったものをやつぱり、がんと国家間 の調和を擧げておられるわけですね。排出国すべ てが入るように、主要と言つたたら、中国を私 たちは御一緒にやりましょうという巻き込める状 況になつておられるわけでしょう。そういう中で、工 エネルギーを二〇%五年間で改善すると言つてお ります。</p>
<p>そのエネルギー、最大の発電分野、これは、今 約六億二千万キロワット、日本の二・五倍ぐらい です。そのうちの石炭火力が問題なんです。八〇 %が石炭火力、四・八億キロワット。これがいわ ゆる酸性雨であつたり地球温暖化の原因なんです から、それを取つてやるというところに日本は何 ができるか。</p>
<p>JBICの融資を含めまして、実は百基、既に 経産省さんと中国側が協力して三つの石炭火力発 電所を試験してみた。そうしたらリノベーション ができる。まあいろいろなところがあるんだそうで すけれども、タービンローターというのを交換す るということになると何と年間に十万トンの石炭 を節約し、二十万トンのCO₂の発生抑制ができ る。これ日本の数字ですよ、共同研究して。 これを、私から言つたら簡単なんです。排出権 取引などを使って、CDMですね、CDMを使つ たりして、JBICの金も入れながら、ちまちま やらない、百基すべてを変える。日本がすべて受 けます。じやこれは市場原理に反するかといえ ば、原子力発電では日中一国間の協定で協力でき るようにしておられるわけですから、同じように二国 間協定をやればいい。それが戦略的互恵関係とい うことではありませんか。こういうことをやって ください。</p>

一一兆円、国が京都メカニズムで調達するもの掛かるというふうに言つていいんですよ。一二兆円どこから出すんですか、質問いたします、財務省。企業からの増税ですか。

○政府参考人(木下康司君) お答えいたします。

ただいま委員より御指摘ありました一一兆円ということでございますが、これは昨年十月に財政制度審議会の事務局より示した試算におきまして、前提としては十九年八月の産構審及び中央環境審議会の中間報告におきまして、現行の対策のみでは六%削減目標の達成に一・五%から二・七%分の不足が見込まれるとされて、ことを受けまして、その不足を仮にクレジット購入で補完いたしました場合には、既に取得することとされている一・六%と合わせて約二千二百億円から約一一兆円の負担が生じるという試算を示しまして、これによつて国内対策により確実に目標を達成することの必要性を訴えたものでございます。

京都議定書目標達成計画の見直しに関しては、

その後様々な追加対策の検討が行われた結果、産

構審及び中央環境審議会の最終報告、今年の二月

において、これらの追加対策により京都議定書の

六%削減目標は達成し得るとされているところでござりますので、財政当局としては、政府による

追加的なクレジット取得の必要性が生じることの

ないよう、まずは関係省庁において国内対策の進

捲状況を厳格に点検、評価していくことが必要だと、そういうふうに考えております。

○荒井広幸君 つまりは、国が目標を結果的に立

てる、セクター別でも努力してもらう、そういう

ことをしても無理なときは税金で調達する以外な

いということなんですね。それを、中期目標を

立てたらなおさら、その目標を達成できないとな

れば税金で外から買つてくるしかないということにならなければ、結果は、賛成しようが反対しようがすべての方々、企業にツケが回つてくるんじやないですか。それとも、地球が破滅して我々は死を待つ、その選択をするんでしようか。

こういつたことを考えると、既に環境省さんと外にないんです。それで、発想を変えましょう。海外から買わないと国から調達する。国内CDMという考え方をこれすればいいんですね。海外からそうして買つてくるならば、税金とするならば生活者に戻しませんか。事業者に戻しませんか。オフィスを持つていて方に戻しませんか。どういうことで購入で補完いたしました場合には、既に取得することとされている一・六%と合わせて約二千二百

億円を買ってやつたらいいじゃないですか。

○衆議院議員(北川知克君) ついでに、

外にいるときには、何かそういうデジタル受信チュー

ーというものを買いましょうと言つて予算立て

であります。例えば白熱電球に代替するものと

して、蛍光灯だけではなく、今後の技術開発によ

りもたらされる新たな光源の普及の促進を図るな

ど、排出量がより少ない製品等が幅広に対象とな

るような規定ぶりとさせていただきました。

なお、本修正案におきまして、そのような製品

やサービスを普及促進するに当たりまして必要な措置を講ずるよう努めというものであり、措置

の対象者に関しましては限定をしていないところ

であります。したがつて御指摘のような事務所

等のエアコン、冷蔵庫、デジタルテレビ、照明器

具も含まれるものと考えております。

○荒井広幸君 全くこれは有り難いことなん

であります。二〇一一年までにすべての視聴者

にデジタル放送を受信できる環境、これを整備し

て、地上デジタル放送を移行した後も視聴者が確

実にテレビを視聴することが必要でございます。

○政府参考人(河内正孝君) お答えいたします。

テレビは国民生活には深く浸透しております。

先生御指摘の方策につきましては、今後、関係

省庁とともに勉強してまいりたいと考えております。

○荒井広幸君 環境というのを入れるといろんな

ところに関連していきます。B社が、後ほど申し

上げますエコポイントという、環境省の言葉で言

うとエコボイント、これ、エコ・ファーストポイ

ントキヤンペーンと言うんだそうですが、最先端

の五つ星ですね、この五つ星の省エネのデジタル

テレビを買うと最大五ポイント購入金額の還元を

しますというボイント付きの、今、四月二十五、

六日から売つてあるんだそうです。

全体のシェア今までの動向というのを見た

ら、圧倒的にその最先端の省エネテレビを買い求

めているということで、四つ星、五つ星ですね、

統一マークでいうところの。テレビは一六%が最

先端の省エネのものに変わつていて。一六%アッ

ップだそうです、今までより。一六%アップ。

効いてるんですよ。エアコンも冷蔵庫も共に、お客様が環境にいいものを買いたいと言つてます。しかも、それによつてキャッシュバックが来るということになりますから、ボイントが付いてくるということになりますので、それがインセンティブになつて、買換えて最も消費、熱効率がいいものに変わつてることになります。

今日、経産省では電気の安全ということで、家電製品が大変な、死者を含めて火災とかになるものの千三百件の中の六百件が家電が原因だということがあるということで見直しをやるというふうに言ひますが、そういうものと合わせながら買換えをさせていけることができるんですね。こういつたことのやはり我々は知恵を持つべきじやないかと思うんです。これがエコポイント制度といふことにもなるんです。

エコポイント制度で、びわこ銀行というのがローンで、これはこの間も申し上げましたけれども、先ほど言いましたように、エアコンでいうと大体一年間に、最新のものに十一年前のものを買ひ換えると一万三千八百円、年間、十年間で十三万八千円になるわけです。極端に言えば、それを前借りして、銀行から、そしてそれで買ひ換えることによつて払つている電気料金は下がる、その下がつた分で払つていくということですから、前倒しなんです。そして、普通の金利は六%金利があるところを、それを少し安くしてやる。これがエコボイントなんです。

そして、滋賀銀行というのは、百万円なら一万円分CO₂を購入するようカーボンオフセットに使つているんです。ですから、預け入れる人が自分で出した分をどこかで埋め合わせていくので、預金することによつて埋め合わせているというのを滋賀銀行は今年始めたばかりなんですね。そして今度、その滋賀銀行というのは環境配慮の企業には優遇金利を付けて去年からやつてます。その優遇金利を、企業に出すときの優遇金利を実は今度はそういう預金者からの環境意識によつて集めたものでそれを払つていくという、

お客様が環境にいいものを買いたいと言つてます。しかしながらこれがいいものに変わつているということになりますから、ボイントが付いてくるということになりますので、それがインセンティブになつて、買換えて最も消費、熱効率がいいものに変わつてることになります。

今日、経産省では電気の安全ということで、家電製品が大変な、死者を含めて火災とかになるものの千三百件の中の六百件が家電が原因だということがあるということで見直しをやるというふうに言ひますが、そういうものと合わせながら買換えをさせていけることができるんですね。こういつたことのやはり我々は知恵を持つべきじやないかと思うんです。これがエコポイント制度といふことにもなるんです。

エコポイント制度で、びわこ銀行というのが

郵政にお金を預けた、それはSRIなんです。社会的責任投資をしたんです。そして、国がきちんと環境を含めていいことに使つてくださいよと、エコポイント制度というものが非常に重要なです。これが時間がありませんから金融庁に聞きます。

こうした環境配慮による様々な、生活者、お客様、そして事業主、そういうものを組み合わせていくというところに金融がポイントなんです。具体的に、このような優遇金利など環境配慮型の商品が開発どんどんされていくことを、これを奨励する、そういう金融庁の姿勢はありますか。もちろん、それぞれの会社の自由ですと言ふのかもしませんが、奨励する、そういう姿勢はございますか。

○政府参考人(三村享君)お答えいたします。

金融庁としては、御指摘の金融機関を始めとして、おられることは承知をしております。金融庁といたしましては、企業の社会的責任を全うするという観点から、各金融機関が経営判断の下、地球温暖化防止に向けた各種取組を行つておられます。金融機関が、地球温暖化に向けた各種の取組を行うことは重要であるというふうに認識をしておりま

す。

金融審議会におきまして、委員より、一般家庭のCO₂削減を後押しさるような金融商品を考えてもらいたいといったような御意見もございました。そこでこうした御意見を金融機関との意見交換会等の場におきまして各金融機関にお伝えをし、各金融機関の地球温暖化対策等の一層の取組を要請しているところでございます。

○荒井広幸君 分かりました。

それでは、こういうふうになると、今増税路線ではなくて、新しい時代に国民すべての皆様方が私たちが郵政というものをただ単に反対したのが新しく存在しそうな気がします。こういうものが新しく存在しそうな気がします。こういうものが試行錯誤、今真っただ中です。大臣、今の議論も大勢の方の議論も、なかなかかみ合わないところあるかもしれないが、そこを乗り越えるためのお互いのこれは喜びの汗としたいものです。

そういう観点でいくと私は、どうしても目的環境国債、お金に余力のある人、環境に意識がある人、そういう方々が、増税でもない、税金でもない、自らの余裕があり意識があれば国債を金利が安めでも買う、こういう安上がりの調達で心のこもった投資、これはないんですね。こういったことをやつぱりどうしても考えてもらいたいといふふうに思つていますので、これは理財局ともう四回にわたつて何遍もやつていますが、相変わらずこれは無理だというのが返答なので、今日はもう聞きません、時間がないですから。もう考え方を変えなきやいけないですよということを申し上げて、また別途やらせていただきます。

そうしますと、今日お話をさせていただいただけでも、減反をやめてバイオ燃料に米がなる、それによって、地球温暖化と同時に地元の、地方の方々、農家の二次的な飼料にもなる、循環型経済も回つてくる、そして格差対策にもなりますし、デジタル家電を、これを買ひ換えることによつてキャッシュバックの国内CDMを立てれば、そしてESCOのようなやり方をやれば、またこれによつて特別財源を捻出しなくてもやりくりの中から生まれてくる。しかも、政府や総務省が地デジ対策のために別途財政支出が必要とするならば、その支出も要らない、買換えはそういうことにつながる。そして中国、隣の国です。最大の排出国です。その最大の排出している電力の石炭を、問

係が深くない日本が中国を御一緒に歩んでもらってインドを加え、そしてアメリカも十一月四日の選挙で大転換でしょう、先ほど言いましたように。ここで日本人類を救うということでもちろん反対はあると思いますが、大決断をして中期目標を立てるべきと、幅があつてもいいです。

改めて大臣の取り組んでいく道筋と、いつごろまでにどうするかというのと、それは議長国だからそんなこと言わないでまとめていくのがうまいんだというふうな消極的なか、目標を我が国が言つて皆さんも頑張つてくださいよと引っ張つていくのか、みんなを乗せるために黙つてみんなの話を聞いて、それでは足して二で割つて、まずは長期目標だけやって後はまた実務家レベルでやりましょうというのか、この辺の腹は決まつていると思うんですよ。どうですか、中期目標。

○國務大臣(鴨下一郎君) いろいろとお話を承つていて、私もここで言葉が走らないように気を付けてながらしゃべらないといけないと思うんです。

少なくとも先生がおっしゃつていた様々な工夫、特に金融面での構造的なところに環境という考え方を入れていくこと、あるいは排出量取引で決済するという話ありましたけれども、私はCOP13だというふうにおっしゃっている人がいてね、なるほどなどというふうに思ったことあつたんですけれども。

そういう趣旨でいうと、ここをパリのCOP13から随分世界は変わつてきていると思います。ですから、先生がおっしゃつている具体的な話といふので、この七月七日までに中期目標をどうするかというような話については、これは政府全体での決断でありますから、我々は少なくとも環境大臣会合、ここにおいてはそれぞれ環境大臣としての責は各国果たしたというふうに思つております。これから先は政府挙げて首脳がどういうような形でG8全体で決断をしていくかというようになります。そして、最終的に九合目まで行けるんだろうと思つておりますの

○荒井広幸君 私も経済は十分熟知しておりますが、A・C・ビグーという人は、公害がいかに企業にとって不利益なものであり、政府が代わつてそれらに課税をしながら対応していくんだと、こういうことでピグー税ということを言つてきた。そしてそれを市場原理に、価格に乗せざるを得ないようですねれば企業も目が覚めていくんだと、これは土地資産価値は四十三兆円を超える、あるいはそれに伴つて対策を考えた場合の対策費用といふのは約十七兆円になるというふうに試算をされていますが、牛肉を買うことによって大勢の利益を得る人がいるが、生産者は打撃を得る。しかし、国民全体で得た利益を、それを打撃を受けた人に提供してもなお余りある余分な価値があればそれは補償原理として成り立ついくものであるということで、いわゆるこの二つは戦後の日本の様々な意味での原理原則に政策手法として使ってきた経済分野の活用方法なんです。

これに環境というのを先ほど大臣がまとめたただきましたが、そういったものを我が国の独創において、それを野心的に、かつ、これはやるんだから四〇ぐらい、できないことないんですよ。そういう決意の下でやつたら、必ず中期目標二五

○政府参考人(白石順一君) 御指摘の懇談会報告においては、土壤汚染をめぐる現状、あるいは、今年法施行後五年を経過したわけでございまが、その過程で浮かび上がつてきた課題、今おきましては、土壤汚染についていろいろ検討された結果が盛り込まれたわけでございますが、その見直しを是非大臣にしつかりと意思の中でお持ちいただいていると思いますので、共に一緒に開いていきたいと、このように思います。

○加藤修一君 公明党的な加藤修一でございます。

まず最初に、私は土壤汚染対策法の関係について質問をさせていただきたいと思います。この関係については私も非常に懸念している、土壤汚染については懸念しております。それで、先生からおっしゃられたことを含めて、私も残り少ないこのG8までの期間でありますけれども、できるだけ前に進むように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○荒井広幸君 私も経済は十分熟知しておりますが、A・C・ビグーという人は、公害がいかに企業にとって不利益なものであり、政府が代わつてそれらに課税をしながら対応していくんだと、こういうことでピグー税ということを言つてきた。そしてそれを市場原理に、価格に乗せざるを得ないようですねれば企業も目が覚めていくんだと、こういうことで、カルドアという経済学者は、同時に、あくまで土地資源価値は四十三兆円を超える、あるいはそれに伴つて対策を考えた場合の対策費用といふのは約十七兆円になるというふうに試算をされていますが、牛肉を買うことによって大勢の利益を得る人がいるが、生産者は打撃を得る。しかし、国民全体で得た利益を、それを打撃を受けた人に提供してもなお余りある余分な価値があればそれは補償原理として成り立ついくものであるということで、いわゆるこの二つは戦後の日本の様々な意味での原理原則に政策手法として使ってきた経済分野の活用方法なんです。

こういう現状がある中で、明年抜本的な法改正を行うという判断を環境省はされているというふうに聞いているわけでありますけれども、こういふ一面についての認識と、それから懇談会のアウトプットを踏まえてどういう形で対処を、すなはち抜本的な見直しをするかと、そういういた面についての御見解を示していただきたいと思います。

○政府参考人(白石順一君) 御指摘の懇談会報告においては、土壤汚染についていろいろ検討された結果が盛り込まれたわけでございますが、その見直しを是非大臣にしつかりと意思の中でお持ちいただいていると思いますので、共に一緒に開いていきたいと、このように思います。

○加藤修一君 一つの規制を強めるということになると、一言で言いますと、規制を行なう場合には当然事前評価、その規制によってどのように経費が掛かる等を含めて、あるいは効果はどういうことになるのかと、そういう事前評価、レギュレーション・インパクト・アナリシスというふうに言つているそうでありますけれども、これは法律でそういうふうに義務化しているわけでもありますけれども、こういふ面についての認識と、それから懇談会のアウトプットを踏まえてどういう形で対処を、すなはち抜本的な見直しをするかと、そういういた面についての御見解を示していただきたいと思います。

○政府参考人(白石順一君) 御指摘の懇談会報告においては、土壤汚染をめぐる現状、あるいは、今年法施行後五年を経過したわけでございまが、その過程で浮かび上がつてきた課題、今おきましては、土壤汚染についていろいろ検討された結果が盛り込まれたわけでございますが、その見直しの関係につきましては、当然のことなつているわけでありますけれども、こういう規制の事前評価と政策の見直しの関係につきましては、今回の土壤汚染対策が非常にすばらしいと、このRIAの事例としては成功した事例であると、そういうふうに言つてはやつていただきたいなど、このように考えてお

りますけれども、この辺についてはどうでしようか。

○政府参考人(白石順一君) 御指摘ありましたように、法律又は政令の制定あるいは改廃によりまして規制を新設、廃止すること等を目的とする政策につきましては、去る昨年の十月一日から今御指摘のような事前評価を実施するということが義務付けられています。

土壤汚染対策法につきましても、今後、中環審の答申を踏まえ改正を見据えた見直しということになるわけでございますが、立法化をするということになれば、必要に応じました、さきに御指摘ありましたような事前評価ということも行わなければならぬわけですが、それについては遺漏なきを期したいと考えております。

○加藤修一君 それで、前回、環境債務の関係について取り上げておりました。それと、これは懇談会でも環境債務についてはしっかりと今までおられますけれども、この環境債務のガイドラインをしっかりと作り上げて企業が導入しやすいようにしていくべきだと考えております。これについても対応をよろしくお願ひしたいと思いますし、それから、CO₂が価値化されると、炭素を価値化させるという、値段を付けるという話でありますから、CO₂が出るということはそれは債務を持つているのと同じなのです、ある意味では。ですから、将来的には、この温暖化対策推進法の関係については、このCO₂の関係についても環境債務と、そういうとらえ方をする私が必要ではないかなと、このように考えております。

○政府参考人(西尾哲茂君) 環境債務につきまして先生から御指摘をいただきまして、私どももそ

れなりに勉強もし、それから関係の検討している委員会の動向も見守つてしまいきました。

少し仕分をしてお答え申し上げたいと思うんでございますが、環境債務のうち、特に土壤対策の基準で資産除去債務と言われているものにつきましては、その後、むしろ専門家の間で進展がございまして、企業会計基準委員会というところから本年三月に国際会計基準と同様に除去費用をあらかじめ有形固定資産に計上するという資産除去に関する会計基準が公表されました、これは平成二十二年の四月から実施をしようではないかということで、これに向けて実施に向けてのルールが整備されていくと、こういうことでございます。その中では、こういうものに充てるものはそういう除去に際して法令等におきまして法律上の義務のあるようなものについてきちんと掲げるということで、そのルール作りもなされています。

したがいまして、これが、私どもといたしましては、ここについて重ねてガイドラインをつくるというよりは、こういうものがきちんと周知をされて適切に運営されていくように、必要なことがございますればそういう技術的な面とか周知の面で金融厅にも御協力ををして進めていくと、こういふことになろうと思います。その後の、またそれだけでも尽くせないような、炭酸ガスでございますとかそういうった各種の情報を投資家その他のステークホルダーに対して示していくことの重要性、これにつきましては、いろいろな調査も重ねまして更に勉強していくと、そういうことでございます。

○加藤修一君 法律で義務化するという話になつてゐることでございますので、まあそれはそれともかく環境債務のガイドラインをしっかりと作り上げて、企業が円滑にこういったことについても導入できるようにしていくべきだと考えておりますけれども、この辺についての見解を示していただきたいと思います。

○政府参考人(西尾哲茂君)

環境債務につきまし

については、やはり先ほど来お話ししておりますように、極めて大事な見直しになつてくるだろうと思つておりますので、これは大臣、よろしくお願いしたいわけありますけれども、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鷹下一郎君) 今御議論をいただいております土壤汚染、これの対策法につきましては、施行から五年を経過して、先ほど事務の方から答弁申し上げましたとおり、法律の対象範囲に加えまして、例えば搬出汚染土壤の適正処理の確保など様々な課題が指摘されているわけでありまして、これ五月の二日に中央環境審議会に諮問をしたところでございます。

今後、この中央環境審議会における審議結果を踏まえまして法律の改正を見据えて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでござります。

○加藤修一君 中環審でこれから審議が始まるということでございますけれども、現状の厳しさも踏まえながらしっかりとこれは対応していくべき踏まえながらしっかりとこれは対応していくべき課題だと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、生物多様性基本法が今日の委員会で採決されるというふうに伺つてございます。これまた非常に大切な基本法でございまして、関係の皆さん方が大変な努力をして作り上げてきた法案でございましたし、さきのG8の環境大臣会合でも報告を、大臣からも報告がございましたし、私の方からも報告をさせていただいたところでございまます。

それで、まず環境省の方に先にお聞きしたいわ

けでありますけれども、企業立地をしていく場合

に、当然これ生態系に対しても様々な影響を与えるケースが決して少なくはない。

私は群馬県に住んでいるわけでありますけれども、ある企業は、近自然工法といいまして、極めて自然に配慮した工場の造成を行つてゐる。C・W・ニコルさんの意見を聞いたり、あるいは、こ

方でありますけれども、計画立案の初期の段階から様々な意見を伺つて、いわゆる造成する場合に、全面的に工場用地を造成するということではなくして、自然の景観とか自然の丘陵とか段差とか、そういうものを全部うまく使いながら工場を造つたというケースでありますけれども、最終的に従来のやり方と比べると数億円も浮いたという話なんですね。

そういう近自然工法、いわゆる環境を配慮した、例えば調整池のビオトープ化の関係とか、現地で発生した自然石を利用するとか、造成地の形状の曲線化とか、そういう元々備わつてゐる、自分が持つてゐる、それをうまく使つた、あるいは伐採した木からは散策路の木道などに使つてゐる等々を含めて、自然環境と共に生ずる森の中の二十世紀型工場とすることで、たしか私の記憶では、樹木もかなり多く残してやつてゐる、あるいは伐採した木からは散策路の木道などに使つてゐる等々を含めて、自然環境と共に生ずる森の中の二十世紀型工場とすることで、たしか私の記憶では、環境省からも賞をいただいているという、そういうお褒めの言葉をいただいている会社でござります。

そういう近自然工法を含めて、いわゆる生態系になるべく影響が行かない、あるいは生物多様性の関係についても影響が出てないようになりますが、これは既にやつてゐるかもしれません、公共事業の関係についてもこういったガイドラインの策定といつても必要ではないかなと。あるいは、これは既に方法がこれからは非常に、この基本法が通つたことによりまして出てくるのではないかと想います。

そういうた關係から、いわゆる生態系に配慮した企業活動ガイドライン、こういったことについても必要ではないかなと。あるいは、これは既にやつてゐるかもしれません、公共事業の関係についてもこういったガイドラインの策定といつても必要かもしません。あるいは、さらに、自然工法といふ関係で、関係のいわゆる技術とかノウハウというのがもつとこれ普及されるよう、あるいは新しい工法が開発されるよう環境省の視点からも努力をしていくべきではないかなと、このように考えておりますけれども、環境省の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(櫻井康好君) 御指摘の、企業や工場の立地に当たつての生態系を配慮する事例、あるいは工事の際に自然の地形に逆らわずに、現地産の石を使うとかあるいは植生を活用するというふうに認識をしておるところでございます。

一般的に申しまして、企業は商品の生産、取引、消費を通じまして地球環境あるいは地域社会に大きな影響を与えておるところでございますけれども、生物多様性の保全や持続可能な利用を推進する上でも大きな役割を果たすものというふうに考えておるところでございます。

環境省いたしましては、今後、企業によります生物多様性に関する活動の先進的な事例の紹介ですとか、あるいは企業による取組の指針となります企業活動ガイドラインの策定など、生物多様性の保全を自主的に取り組む企業を後押しするような施策を充実してまいりたいと考えております。また、その近自然工法など、技術的に自然を再生するあるいは自然を生かしたような工法といふことをつきましたが、関係の事業者団体などとの連携を図りながらその普及に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○加藤修一君 よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、別の事例なんですねけれども、地元の話ををして恐縮なんですねけれども、みなみ町といふところがありまして、その北部に広がる約一萬ヘクタール、これは国有林なんですねけれども、赤谷の森というふうに言つております。これは一つの計画が今推進されている最中なんですね。ということなんですね。

これについて概要を説明していただきたいのと、復元という意味をどういうふうに理解しているか、あるいは今後このプロジェクトをどういうふうに展開されようとしているのか、林野庁の方

にお願いいたします。

○政府参考人(福田隆政君) 委員御指摘の赤谷プロジェクトでございますけれども、国有林野の管理運営に当たり、生物多様性の保全と持続可能な石の石を使うとかあるいは植生を活用するというふうな近自然工法につきましては、近年、企業による実施事例が徐々に増えつつあるのではないかというふうに認識をしておるところでございまして、私どもの関東森林管理局に加えて、地域住民で組織いたしました赤谷プロジェクト地域協議会、日本自然保護協会が中核となりまして、さらに関係の多様な主体の連携の下で進めているものでございます。

具体的な取組いたしましては、当該地域の地形や地質、気象に応じた多様な森林生態系の保全、復元を科学的根拠に基づいて進めるというこの状態に復元を図ると、あるいは動植物のモニタリング調査でありますとか小中学生を対象とする森林環境教育などをを行つておるところでございます。

このように赤谷プロジェクトでは、多様な主体との連携、自然资源の適切な利用の推進など、生物多様性基本法案に掲げられました政策に率先して取り組んできているところでございますけれども、今後とも、先ほど申し上げました多様な主体の連携の下で積極的に取り組んでまいりたいと思います。

このように赤谷プロジェクトでは、多様な主体との連携、自然资源の適切な利用の推進など、生物多様性基本法案に掲げられました政策に率先して取り組んできているところでございますけれども、今後とも、先ほど申し上げました多様な主体の連携の下で積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○加藤修一君 生物多様性基本法の関係は、目的の中でも、地球温暖化対策等の地球環境の保全に寄与するということが目的になつております。地球温暖化対策上、これ復元とか、そういう意味はちょっと違った意味ですよという話でありますけれども、地球温暖化対応としてどういうふうに考えていくかということが極めて私は、なかなか難しい部分でありますけれども、是非最大限努力しないといふふうに思つています。

これから、地球温暖化の問題に入りたいと思いますけれども、一九九〇年に地球温暖化防止行動計画が日本で作られまして、もう二十年近くなるということですね。一九九七年の十二月にC〇

P3があつたわけでありますけれども、先ほどどの議論を聞いておりまして、なかなかいろいろな省の中で合意形成という点についてはまだまだこれから段階なのかなというそういう、印象ですけれども、印象を受けました。

私は、一九九五年に、小川委員がおりませんが、小川委員と一緒に北海道から当選してきた人が、COP2の段階でありますけれども、九五年にまだ当選して最初に質問したのが地球温暖化問題であります。當時はCOP2の段階であります。地球温暖化の関係でそういう国際会議が開かれていて、IPCCを含めて懸命に温暖化に対処していくかなければいけないという話になつていて、ただ、三回目の国際会議をどこで開くかと。これは非常に議論があつて、なかなか質問しても明確な答弁がないといふふうに思つていて、翌年の九六年の三月の二十八日、商工委員会、通産省の時代でありますけれども、当時の塚原大臣にかなりちよつときつい質問の連続の中で、大臣がもう言つていだらうなといふふうに事務方に声を掛けながら、これは、国際間、各國間でいろいろあると思いますけれども、我が国といつましても積極的に事の重大性から世界に訴えていかなければいけないといふふうなことから、第三回については強い関心を持って、日本で何とかやるよう努力をいたしてまいりたいと考えておりますといふふうに答弁がございました。

これは初めて国会でこういう形で答弁したわけではありませんけれども、ただ、その後にまた、産業界を含めましてこの会議に対する日本の主張は何かということを検討いたしませんと、單に主催者になつたというだけでは、先ほど大臣が言いましたように重要な会議でござりますので等々いろいろなことがありますけれども、やはり先生御指摘のように、また国民生活様式の改善を含む国民運動等の効果ガスの排出量も基準年比で三割も増加しているわけで、こういう中で、やはり先生御指摘の大変重要ななつてくるわけでございます。

恐縮でございますけれども、我が公明党では、将来にわたる世界規模の温暖化防止運動の出発点としていくために、この洞爺湖サミットの開催日の七月七日をクールアース・デーと宣言して、この日を地球温暖化防止のため行動する日という

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党の江田康幸でございます。

提案者として加藤先生の御質問にお答えさせていただきますが、御指摘のように、これ、昨年の冬から、環境省では中環審、また経産省の産構審、これが合同会合におきまして、コンビニなど二十四時間営業の見直しとか、またスマートタイムの導入などについての論議が行われましたけれども、直ちに結論を出すことは困難とされて、改定するライフスタイル、ワークスタイルの見直しに関して、国民の抜本的な意識改革に向けて、諸外国の状況も踏まえて総合的に検討する。また、サマータイムについても、論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに環境意識の醸成と合意形成を図るということとされたと承知しております。

家庭部門においては、この二〇〇六年度の温室効果ガスの排出量も基準年比で三割も増加しているわけで、こういう中で、やはり先生御指摘のように、また国民生活様式の改善を含む国民運動等が大変重要ななつてくるわけでございます。

恐縮でございますけれども、我が公明党では、これから、地球温暖化の問題に入りたいと思いますけれども、一九九〇年に地球温暖化防止行動計画が日本で作られまして、もう二十年近くなるということですね。一九九七年の十二月にC〇

そこで、今回の修正案の関係で質問をしたいと思いますが、江田衆議院議員にお願いしたいと思います。

ふうに定めようとの提言をしてもおります。また、そのアクションとして、全国のライトアップ施設や家庭などの電力使用を一定時間控えるライトダウン運動を推進する等も提言させていただいているところでございますけれども、特に衆議院の修正事項として国民の生活様式等の改善の検討ということを加えましたのは、やはりこれが各界各層の参画によって、様々な場において、例えば先ほど検討課題となつた深夜化するライフスタイル、ワークスタイルの見直しとかサマータイムなどに関して議論を起こしていく、また、国民一人人が地球温暖化問題に対して行動を起こしていくことにつながることを大きく期待してのことです。

○加藤修一君 分かりました。

それで、財務省にお願いなんですかけれども、先日、報道によれば、間違った報道だという話がありますが、CO₂排出量を競売にすると。競売というのはオークション方式の、これは排出量取引制度が国内でしっかりと成立していかなければオーケション方式も何もないわけでありますけれども、CO₂排出量を競売にする。五兆円規模の歳入がある、財務省は検討していると、そんなふうに書かれておりました。確認いたしましたならば、それは間違いであると、事実無根のことありますよという話であります。そのぐらいこの関係については過熱しているようなところもあるかもしれません。たしかに、それがどうかが、一つの大きな問題でありますけれども。

国民の皆さんによく分かるように提示するということは、先ほど江田議員が話したこととも決して無関係じゃないと思うんですね。国民の皆さんにこういった面についても速やかに、円滑に頭の中に入していくようすることは非常に私は大事だと思っておりますので、是非、今日の質疑また答弁のことを踏まえて、今後、積極的な検討をお願いをしておきたいと思います。

次に、時間がなくなつてしまいまいましたのでちょっと質問を飛ばしたいと思いますが、大臣にほかの委員からも度重なる似たような質問が出ておりますので、私もあえて質問するというの申証なんですか。

ただ、中期的な削減の関係とか、ピーカウアウトはいつからですか、あるいは長期的な削減等々含めて、日英で共同して、国環研は七〇%削減、二〇五〇年には可能であると、そういう試算報告もされていることですし、外交交渉だから先に言ってしまうとなかなか難しいんだという、そういうせんだけて、本会議で私は、排出量の取引制度の関係で中間報告があつたということ、それにについて質問をいたしました。認識はどうであるのかと、その成果について。それから、産業界はどういう反応をしているんですかと。あるいはさらに、今後どういうスケジュールで進めていくんですかという話をいたしました。

これは、中期目標とも関係は決してしないとは言い難い話でありますので取り上げているわけでもありますけれども、今發言でありますけれども、今後も産業界の反応等を含めて、あの際は御答弁がなかつたように私は思つておりますので、そういうことも含めて、もし今發言できるのであるならば是非お願いしたいと思います。

○國務大臣(鶴下一郎君) 端的にお答え申し上げますが、中期目標につきましては、これ、議長総括の中では、IPCCの科学的知見を考慮して実効的な目標を設定する必要があると、こういうような結論に至つたわけでありますし、加えて、今

後十年から二十年の間に世界の排出量をピーカウアウトさせるためには先進国が率先して目標を掲げて対応すると。それとともに、特に排出量が急増している途上国、これについては排出増加のスピードを抑制することが重要である。この辺りが一番ある意味で重要なところの一つなんだろうというふうに思つておりますけれども、この前提に立ちますと二〇五〇年に世界全体で排出量を半減し、今後十年から二十年の間にピーカウアウトすると、こういうようなことにおいては我が国の目標設定、当然必要であるというふうに考えております。

排出量取引につきましても、今先生おつしやつたように、検討会で中間取りまとめました。その中で一から四の考え方を示しまして、これから広く専門家あるいは産業界にそういうような問題意識を投げかけまして、それぞれにお考えが返ってくるようにならべてあります。

そういうような意味においては、この中期目標の数値をいつどのタイミングで出していかといふようなことは、今先生おつしやつたように国際交渉そのものでありますけれども、大前提として

二〇五〇年五〇、あるいは十年から二十年でピーカウアウト、こういうような中でおのずとあるべき數値というのはあるんだろうというふうに思つておられます。我々、より野心的な数字をできるだけ早いタイミングで出せるよう最大限努力をした

ところです。私は、もう大臣も知つていらっしゃる、今ここで時間もうございません。時間が来てしまいましたので、別の機会にさせていただきたい

ところです。私も頑張つてまいりたいと思いま

す。

○市田忠義君 日本共産党的市田です。

IPCCの最新の知見によりますと、このまま温暖化が進めば突然の回復不能な結果をもたらす可能性があると、そう警告しています。今後の気温上昇を産業革命前に比べて二度以内に抑えると

いうことは人類にとって至上課題であります。昨日終わった神戸で開かれていたG8の環境相会合でも、ドイツ政府の代表は次のように述べています。

先進国が二〇二〇年までに九〇年比で二五から四〇%削減する中期目標で合意しなければ、気温上昇を工業化開始前から二度以内に抑える目標は達成できないと、こう述べたわけですが、私

は、こうしたIPCCの報告や他の先進国の決意を重く受け止めるべきだと思います。

日本が先進国としての責任、サミット議長国の責任を果たすというのなら、なぜ今に至つても具

ですけれども、ただ一般的にとらえるとこれは非常にすごい表現だと私は思います。

千葉でG20が開催されたときに、イギリスの前首相のブレアが参りました二十分ぐらい講演され

た中に、もう大臣も知つていらっしゃるに違いないんですけども、革命という言葉を使った。二〇〇五年に半減という、これはもう先進国にとつては革命だと、革命をするぐらいの話だと、ゼロエミッションだという、そういう話ですね。この間本会議でもやらせていただいた内容になつてしまふわけでありますけれども、そういう言葉があり、講演があり、意味するところもお互い知つていて、これはトニー・ブレアも恐らく野心的という言葉は使わなかつたにせよ、ほんとに思つんですね。大臣のおつしやつた今のその言葉というのはもう非常に強烈に私は伝わってきました。

今ここで時間もうございません。時間が来てしまいましたので、別の機会にさせていただきたい

ところです。

○國務大臣(鶴下一郎君) 何人かの委員にもお答えをいたしました。

中期目標につきましては、これは最終的にはCOP15のコペンハーゲンでの最終的な国際交渉でそれぞれの国が仮に合意をするというようなことであればおのずとそれぞれの国の中期目標というものが定まるんだろうと、こういうふうに考えておりまして、まさしく国際交渉そのものなんだろう

といふふうに思います。

ただ、そのときに私たちがその数値をいつのタイミングで出すかというようなことについては二つの考えがあつて、高めの目標を掲げつつリードしていくというやり方もありますし、片や、すべての国が参加をすると、こういうようなことに重きを置きつつ、先生はおのずと類推ができる数字といふのがあるという私が何回か申し上げたのを引用なさいましたけれども、そういう意味でいうと、我々はこの数値をある程度持ちつつ、最終的にすべての国が参加する枠組みをつくるために貢献していくと、この二つのやり方があるんだろう

と思います。

昨日、ドイツの代表の記者会見での話を伺つていまますと、ドイツは前者の方の考え方へ沿つて自分たちはこうしますと、こういうようなことでお話しになりました。

いや、我々が同じようにそういうようなやり方をするのがいいのか、あるいは後者のようなやり方がいいのかと、こういうようなことについてはお話しになりました。

○加藤修一君 今大臣の答弁で野心的な数字をで

きるだけ早い時期に出したいと、リアリティーを持たせながらという話がありました。これは、まあ野心的という内容をどう考えるかに当然よるん

<p>と、こういうふうに思つておりまして、その辺りのところの判断は比較的早くすべきだというふうに私は思つておりますけれども、これは政府全体のこととござりますので私だけでは申し上げられないということです。</p> <p>○市田忠義君 大変ばかした言い方で、率直に言つて日本としての積極的なイニシアチブを発揮するという立場には立つておられないということが少なくとも今の答弁で私ははつきりしたと思うんですけれども。</p> <p>先ほどのG8の環境大臣会議でも、先進国がまず中期目標を決めるべきだと、長期目標だけ議論するのは現実味がないと、二〇二〇年に何ができるかが大切だと中期目標を重視する意見が相次いだと報道されています。</p>
<p>五月十三日付けの各紙、日本の新聞ですが、政府が洞爺湖サミットに向けて長期削減目標を掲げる方針だという報道が一斉にされました。同日付けの日経新聞の社説はその報道に触れて、四十一年以上先の約束手形を一枚切ったぐらいでサミット議長国として主導権を發揮できるほど気候変動をめぐる交渉は甘くないと、そう批判をして、二〇二〇年までの中期目標を掲げる必要があると、そう述べましたし、今日の日経の社説に至つては、目標なき無手勝流の限界と、昨日終わつた環境大臣会合の内容について厳しい指摘をしていました。</p> <p>政府は中期目標について各国の動向を見極めてということをよく言われるんですが、私は、実際にセクター別アプローチで削減ポテンシャルを積み上げるという手法に固執をしているからいつまでたつても中期目標が示せない、これが本当のことじやないかというふうに思います。</p> <p>地球温暖化に関する懇談会で、新日鉄の三村社長はセクトラルアプローチが一番いいやり方ではないかと大絶賛しておられます。それもそのはずで、国際鉄鋼協会は昨年度既に、グローバルなセクトラルアプローチが最善であると、そういう見解を示しています。私はこれが事実上、政府の方</p>
<p>針になつていると取られてもやむを得ないんじやないかと。</p> <p>そこで、私はそのセクター別アプローチを強く主張しておられる鉄鋼分野の実態がどうなつていいのか事実を確認しておきたいと思うんですが、環境省にお聞きします。</p> <p>温対法に基づく大口排出事業者の排出量算定・報告・公表制度による第一回公表で報告のあった特定事業排出者一万四千二百一十四事業所のうち、鉄鋼業の占める割合は事業所数と排出量でそれぞれどうなつてているか、答えてください。</p>
<p>○政府参考人(南川秀樹君) まずは、鉄鋼業である事業所からの報告書件数でございます。四百六十四件で全体の三・三%であります。</p> <p>また、これら四百六十四事業所からの排出量の合計でございますが、CO₂換算で一億九千六百五十三万トンであります。全体の報告量が六億五百萬トンでございますので、その三三・五%であります。</p>
<p>○市田忠義君 今答弁されたように、全体の二二・六%，鉄鋼分野からの排出量は我が国全体の排出量の中で大変大きな位置を占めているということが明らかにされました。</p> <p>この鉄鋼分野について甘利経済産業大臣は、四月十八日の衆議院経済産業委員会で、鉄鋼などは今日の時点でも世界一の効率です、そう答弁をしました。</p> <p>そこで、次に確認したいんですが、温対法の公表制度による第一回公表に当たって、経済産業大臣が非開示、公表しなくていいと、そう認めた事業所の数と事業者の数、その職種について、経済産業省、述べてください。</p> <p>○政府参考人(内山俊一君) お答えいたします。</p> <p>経済産業省が平成十八年度の温室効果ガス排出量につきまして、温暖化対策法第二十二条の第三項に基づき権利利益の保護に係る請求を認める決定を行つた事業者は十四社、三十六事業所でございます。業種別には、化学工業が三事業所、鉄鋼業が三十一事業所、金属加工業が二事業所となつております。</p> <p>○市田忠義君 今お述べになつたように、排出量報告・公表制度の非開示事業所のほとんどが鉄鋼業であります。</p> <p>気候ネットワークの独自調査データを見ますと、非開示の製鉄事業所がCO₂排出量の二位から八位までを占めている。上位十事業所で日本全体の排出量の一〇〇%程度を占めると推定しています。また、鉄鋼の十事業所は上位二十に入っています。すなわち、非開示の事業所は数でいえば多くはないけれども、排出量からいえばかなりの量に上るという私は非常に重要なデータだというふう</p>

ここにおられない甘利大臣の名前ばかり出して

失礼ですが、これは衆議院の経済産業委員会で、我が党の議員の質問に対してもこういうことをおしゃっているんですね。CO₂排出量は、たくさん生産するところは出るに決まっているのであって、要は原単位なんです。まるで産業界の代弁者かと思うような答弁であります。鉄鋼分野のエネルギー効率についても、設備投資にお金を掛けっぱなだ削減余地があるとの報道もあります。私は、この甘利大臣の論理でいえば、エネルギー効率さえ良ければ、どんどん生産量を増やしてもCO₂排出量を増やし続けても仕方がないということを言っているのと同じだと思います。これでは私は総量の削減方向に向かわないのは明らかだと。

こういうふうに、産業界、経済産業省がエネルギー効率セクター別アプローチに固執をして、総量での削減目標をあいまいにしているから、いつまでたっても中期削減目標が示し得ない、そういう状況に陥っているんだと思います。G8の環境相会議でも、まず国の削減目標を決め、その後で産業別に配分する、セクター別アプローチは中期目標を補完するものとの意見が相次いだと聞いています。当委員会で、三月だったと思いますが、私の質問に対して環境大臣は、セクター別アプローチは国別総量目標全体にとってみると必要条件だが十分条件ではないと、こう答弁されました。

私は、洞爺湖サミット開催を目前に控えて、議長国としてのリーダーシップを發揮するというならば、これは国際交渉の中でも決めることだと、今までおりリーダーシップを發揮するというなら、今こそ削減目標を、中期削減目標を明確にすべきときじゃないか。改めて、環境大臣としての決意をお聞きしたいと。政府が決めることがどういうのは分かつています。環境大臣が積極的な姿勢を出示

しにならなかつたら政府を動かすことできないと

いうふうに私は思います。いかがでしょう。

臣会合の議長総括の中にも、国別総量目標の設定のために、セクター別のアプローチ、ボトムアップの分析が有効な手段となり得る、こういうようなことと、それから、このボトムアップアプローチによる削減ボテンシャルと、トップダウンアプローチにより計算される必要な削減レベルとの間に生じ得るギャップは、環境の十全性を確保するために埋められる必要があると、こういうようなことを申し上げているわけで、それは今先生がおっしゃったこととほぼ私は同義だと思っていました。

ですから、環境大臣、特にG8の環境大臣がそろつてこういうことを申し上げているわけ

でありまして、あとはそれぞれ今度は首脳レベルでの御決断がこの洞爺湖の中で、様々な多分御意見を持つていてる首脳が集まられるわけで、決して簡単なことではないと思いますけれども、是非そういうような方向に向けて、世界の、特にG8の

意見がそろつていくことを強く望んで、こういうことをまとめさせていたいたわけあります。

○市田忠義君 産業界の自主的な取組にゆだねてきた結果どうなっているかということを見てみた

いと思うんですけども、以前私、この委員会で、電力分野の石炭使用の割合と量の多さについて問題を指摘したことがあります。今回は電力以外の産業部門全体における石炭消費量について見てみたいと思うんです。

お配りしている資料を御覧になつていただきたいんですけども、例えばドイツの産業部門における二〇〇五年の石炭消費量は、一九九〇年比で見ますと三五・一五%、すなわち六五%減です。日本は同じ期間に約一八%減っているだけと、アメリカでも同じ期間に約三七%減っていると。日本は主要先進国の中で産業部門の石炭依存が突出していると、これはこの表から明らかだと思うんですけど、この事実については環境大臣はお認めに

なりますね、これは国会図書館でいただいた資料で作ったものですから。いかがでしょう。

○國務大臣(鷹下一郎君) 私も今これ初めて拝見をさせていただいたわけでありますけれども、こ

のためには、セクター別のアプローチ、ボトムアップの分析が有効な手段となり得る、こういうようなことと、それから、このボトムアップアプローチによる削減ボテンシャルと、トップダウンアプローチにより計算される必要な削減レベルとの間に生じ得るギャップは、環境の十全性を確保するために埋められる必要があると、こういうようなことを申し上げているわけで、それは今先生がおっしゃったこととほぼ私は同義だと思っていました。

ですから、環境大臣、特にG8の環境大臣がそろつてこういうことを申し上げているわけ

でありまして、あとはそれぞれ今度は首脳レベルでの御決断がこの洞爺湖の中で、様々な多分御意見を持つていてる首脳が集まられるわけで、決して簡単なことではないと思いますけれども、是非そういうような方向に向けて、世界の、特にG8の

意見がそろつていくことを強く望んで、こういうことをまとめさせていたいたわけあります。

○市田忠義君 産業界の自主的な取組にゆだねてきた結果どうなっているかということを見てみた

いと思うんですけども、以前私、この委員会で、電力分野の石炭使用の割合と量の多さについて問題を指摘したことがあります。今回は電力以外の産業部門全体における石炭消費量について見てみたいと思うんです。

お配りしている資料を御覧になつていただきたいんですけども、例えばドイツの産業部門における二〇〇五年の石炭消費量は、一九九〇年比で見ますと三五・一五%、すなわち六五%減です。日本は同じ期間に約一八%減っているだけと、アメリカでも同じ期間に約三七%減っていると。日本は主要先進国の中で産業部門の石炭依存が突出していると、これはこの表から明らかだと思うんですけど、この事実については環境大臣はお認めに

ただ、やはりこれは経済の動向、様々な国民の消費活動の動向、こういうようなものによって影響を受けるわけでありますから、この進捗管理を厳格に行つて、場合によつて達成に懸念があるような状況のときは、新たな規制的な手法あるいは経済的手法、こういうようなものも含めて迅速に対応すべきと、こういうようなことが今の認識であります。

○市田忠義君 経済的手法はやがて必要なときが来るという意味の御答弁だったと思いますが、我が国の排出量で約八割を占める産業・公共部門で、今まま産業界の自主行動計画に依拠していると、そう言わざるを得ないというのももう明白だというふうに思います。

それで、主要先進国で日本だけが石炭依存から脱却できずに、エネルギー転換で世界の流れに逆行していると、結局、私は産業界任せがその大きな要因だと思うんです。経団連の自主行動計画に依拠した取組が結局環境より企業の利益を優先させて、燃料として安い石炭依存の産業構造を変えないまま、排出削減どころか排出量の増加に歯止めを掛けられないまま基準年度比でプラス六・二%と、そういう状況をつくり出したと思うんですね。この自主行動計画が京都議定書目標達成計画の中核に据えられて、目標の数値は産業界任せと。しかも、この自主行動計画というのはペナルティーもないと、目標達成できなくとも何のお咎めもペナルティーもない。

今回の法改正でも自主行動計画が取組の中核に据えられているということには変わりがないわけ

で、大臣は今この自主行動計画だけで京都議定書第一約束期間の基準年度比六%削減を達成できるというふうに考えておられるのかどうか、また大臣は今この自主行動計画の取組だけで京都議定書第一約束期間の基準年度比六%削減を達成できるというふうに考へておられるのかどうか、また大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鷹下一郎君) 少なくともこの第一約束期間においては、今京都議定書の目達計画の改定が行われました。その中で、産業界始め各分野た次期枠組みでの更なる削減に向かつてこの方式でやつていただけるとお考えなのか、端的にお答えください。

私は、将来必要というんじゃなくて、新たな経済的手法の導入は、先の話じゃなくてまさに今決断すべき重要な政治課題だと思いますが、改めて大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鷹下一郎君) 再三お話し申し上げておるんですけども、私も第一約束期間はこの自主行動計画プラス目達計画の改定、こういうようなことで実現可能だというふうに信じておりますが、ただ委員も御指摘のように、これから中期目標あるいはゴールである長期のところまでに至るためには、これは自主行動計画だけでは無理だと、こういうようなことでありますから、その後では当然のことながら排出量取引を含めた強力

な経済的手法が必要だというふうに思つております。

加えて、その準備においては早い方がいい。そ

ういう趣旨でいえば、第一約束期間中にもしつか
りとこの制度設計については議論を成熟させてい
く必要があると、こういうふうに考えます。

○市田忠義君 東京都がこの六月の都議会で、大幅なCO₂排出削減を実現するため環境確保条
例を改正をして、大規模排出事業所に対する総量
削減義務と排出量取引制度を新たに導入するとい
うことを提案される予定であります。

これに対して東京商工会議所ですが、これを評
価する意見をいち早く表明をされました。この東
京商工会議所の意見書を見ますと、企業の持つ環
境技術を最大限に活用し、成長を図りつつ着実に
CO₂削減を果たすという、長期的な視点に立つ
戦略と実効力のある制度の構築が求められると。
そして、この東京商工会議所が構成会員に実施し
た意識調査、実態調査を見ますと、東京都の排出
削減義務と排出量取引制度の導入に反対する企
業、これは私は驚いたんですが、わずか四%。同
時に、ここでは国の施策との整合性、積極的な企
業への支援策などの要望が出されています。

私は前回の当委員会の質疑でアメリカにおける
産業界の動向を示しましたが、実は我が党として
三月にヨーロッパに環境問題での調査団を派遣し
ましたが、その際に懇談をしたイギリスの産業連
盟、これは日本の経団連に当たるところですが、
このイギリスの産業連盟の担当者がこう語つてい
ます。気候変動問題の解決には産業界の果たす役
割が決定的だと、そう述べて、経済成長と両立す
ると。むしろビジネスチャンス、新たな産業革命
ができるところまでやればいいのではなくて必
ずやり切らなければならないものだ、むしろその
方が長期的にはメリットがあると、そう強調して
いました。日本経団連と大違いだなと思ってこの
話を聞きました。

現に、イギリスでは、政府と五十以上の企業セ
クターごとに削減協定を結んで、六千の企業が参
加をして、二〇〇六年までに二十の部門で生産を
増大させながらCO₂排出量を減らしたというふ
うに言わわれています。ドイツでは、政府と十九の
産業団体との間で協定を締結し、二〇一二年まで
に三五%削減という目標を打ち出していると。
そして、最近、全国知事会エネルギー・環境問
題特別委員会地球温暖化対策専門部会という長い
名前のところですが、ここからの環境省あての要
望書、これは大臣もお読みになつたと思ひます
が、こういうくだりがあります。自主行動計画の
確実な推進のために削減目標の量定化及び協定等
による実効性のある担保など、抜本的な方策を講
じることと、そう明記しているわけですが、私
は、こうした自治体の声や、真剣に温暖化対策に
取り組もうとしている多くの企業の声にもしつか
りこたえるならば、これはずっと以前にも質問し
たことがあります、国と産業界との公的削減協
定締結して、確実で大幅な削減に結び付けていく
政策に転換すべきだと思いますが、この産業界と
国との公的な削減協定について大臣のお考えをお
聞きしたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) この日達計画につき
ましては、毎年二回、今年でござりますと六月の
終わりから七月の初めにかけてと十二月と、進歩
状況を点検いたします。そして、二〇〇九年度に
は、点検を踏まえた上で一二年までの具体的な見
通しをつくりまして、その中で現行の方式だけでは
は無理があるということになった場合にはまた現
行の方式の全体の計画を見直す、政策の追加とい
うことも考えるんだということでございます。

○市田忠義君 時間が来たので終わりますが、大
麦認識が私は甘いと思うんです。昨年末に世界銀
行が公表した温暖化対策を評価した報告書を見ま
すと、世界のCO₂排出の九五%を占める七十か
国を調査したところ、日本は六十二位、先進国で
は最下位だったと、こういう事態にあるわけで、

加をして、二〇〇六年までに二十の部門で生産を
増大させながらCO₂排出量を減らしたというふ
うに言わわれています。ドイツでは、政府と十九の
産業団体との間で協定を締結し、二〇一二年まで
に三五%削減という目標を打ち出していると。

そして、最近、全国知事会エネルギー・環境問

題特別委員会地球温暖化対策専門部会という長い
名前のところですが、ここからの環境省あての要
望書、これは大臣もお読みになつたと思ひます
が、こういうくだりがあります。自主行動計画の
確実な推進のために削減目標の量定化及び協定等
による実効性のある担保など、抜本的な方策を講
じることと、そう明記しているわけですが、私
は、こうした自治体の声や、真剣に温暖化対策に
取り組もうとしている多くの企業の声にもしつか
りこたえるならば、これはずっと以前にも質問し
たことがあります、国と産業界との公的削減協
定締結して、確実で大幅な削減に結び付けていく
政策に転換すべきだと思いますが、この産業界と
国との公的な削減協定について大臣のお考えをお
聞きしたいと思います。

○國務大臣(鷹下一郎君) 我々は、二〇一二年ま
でに九〇年比マイナス6%を実現すると。加え
て、第二約束期間、どういう形になるか分かりま
せんけれども、中期目標を掲げつつ今から十年か
ら二十年の間に世界全体でピークアウトをする、
そして二〇五〇年には少なくとも世界で半減をす
る、もちろん先進国はより深掘りをすると、こう
いうような条件の下にもう大体の路線は決まって
いますので、そういう方向性の中で日本がどこの
タイミングで明確なメッセージを出すかと、こう
いうようなことについては、これはもう最終的
ゴーは決まっているわけです。

○市田忠義君 時間が来たので終わりますが、大
麦認識が私は甘いと思うんです。昨年末に世界銀
行が公表した温暖化対策を評価した報告書を見ま
すと、世界のCO₂排出の九五%を占める七十か
国を調査したところ、日本は六十二位、先進国で
は最下位だったと、こういう事態にあるわけで、

私は逆算方式で今やるべきことを明らかにして、
もっと緊迫感、切迫感を持つて積極的に日本がイ
ニシアチブを發揮して取り組むと、そのことを求
め成するための中期目標とというのを設定するか
と、こういうようなことについては、今まさに
じっくりと考えて最終的な判断をすると、こうい
うような時期にあるんだろうと、こういうふうに
思っておりますので、是非そのことについては御
理解をいただきたいと思います。

○川田龍平君 そうしますと、やはり洞爺湖サ
ミットにおきまして数値目標を、中期の数値目標
を公表すべきだと考へてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鷹下一郎君) G-8の環境大臣会合に
おいては、私が取りまとめさせていただいた議長
総括においては、そういう趣旨のことについて触
れてあります。ですから、中期目標も、IPCC
の知見に沿つて実効的な目標を設定する必要性、
こういうようなことについて言及をしております
ので、そういうメッセージを強く各首脳にインプットし
て、そのためには日本の総理も含めて各首脳にインプットし
ていくと、これが私たちの役目だと、こういうこ
とで認識を共有したということでございます。

○川田龍平君 先ほど市田議員からも東京都の例

が出来ましたけれども、東京都の動きが大変目立つ

ています。排出権取引の動きについて、この東京

都の動きについてどのように考えておりますで

しょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 私ども、東京都の動
き、大変注目をしております。大規模事業所への
ガスの総排出量削減の義務付けとそして排出量取
引とということをございまして、本邦初でございま
すし、更に言いますと、東京都の場合の特徴はい
わゆる発電所も実はほとんどございません。それ
から、工場も対象が極めて少ないと、大部分がこ
ういう業務関係のビルでございます。

それで、海外の例を見ますと、排出権取引、排

出量取引をやっている場合には、いわゆる業務用

のビルについては大部分が電気でございますので

発電所に掛けております。したがいまして、そこ

に掛けないで、業務用のビルで大きなところにその義務付けをして排出量取引を行うというのは、本邦初のみならず世界初でございます。そういう意味で、大変チャレンジングなことを東京都がされようとしております。

私たち、その努力には敬意を表しますし、是非

その動向を注視したいと考えております。

○川田龍平君 さて、この改正法について、その目達計画を確実にするために排出量の上限規制、それから自主行動計画の法定化、協定化、また炭素税の導入や再生エネルギーの固定価格買取り制度などの対策を含んでいませんが、今回の法案が京都議定書マイナス六%の担保となり得るかは甚だ疑問があります。

二十五日に私も、神戸市で開催された市民版もうひとつ環境サミットに参加してきましたが、その会合で気候ネットワークの浅岡さんにお会いして、NGOのこのサミットに懸ける決意を感じてきました。気候ネットワークの方では、気温上昇を工業化前の二度未満に抑えるために二〇二〇年までに温暖化ガスを九〇年比で三〇%削減する、再生可能エネルギーの一次エネルギー比二〇%にすることを盛り込んだ気候保護法というのを提案されていますが、この法案についてどのように考えておられるか、伺います。

○政府参考人(南川秀樹君) 気候ネットワークから四月に発表されましたエネルギー目標の設定とか、それから報告制度の見直しとか、様々な広範な形で御指摘をいただいております。私たち、この問題について、この提案については真摯に勉強をさせていただいております。

○川田龍平君 本会議におきまして加藤先生もキヤステイング、いらっしゃいませんけど、キヤステイングの話であったり、それからイギリスの方の法案では五年ごと、またアメリカの方の法案でも一年ごとにそうした排出制限をするというような話も出てきています。こうした、この今の改正法では書かれていない内容についても是非検討していただきたいと思っています。

○川田龍平君 石炭だけではなく、二酸化炭素を排出する発電ではなくほかの新エネルギーの開発す。

そして、先ほど広中議員からも話が出ましたけれども、この排出量の九〇年度比の増加分が石炭火力の増加分とほぼ一致しているということをどう考えるか、また石炭による、税による規制の強化というような考えを持つべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 御指摘のとおり、九〇年以降の伸びの大部分が、原子力の不調などもございまして、結局石炭で代替されているというのが数字としてはござります。

これにつきましては両面から対策が要ると思つております。一つは、やはりできるだけ、もちろん石炭火力について導入する場合には世界最高の熱効率を上げて単位当たりのCO₂を減らしていくたゞく、これを更に、現在でもそうでございますけれども、更なる、一層なる努力が必要だと思つております。また、それとともに、原子力あるいは新エネ等のいわゆるCO₂の出ない代替エネルギーといふことへの転換ということも積極的に行つていただきたいと思います。

それからもう一つは、やはり需要があるから供給もあるわけございまして、需要面で、これは業務家庭、さらに産業も一部ございますけれども、電力の需要をむやみに伸ばさないと、いかに省エネをするかが大事だと思います。

私たち、まだそこまで実は検討が進んでおりません。現状では、目達計画を見直しまして、その達成状況を今年は二回確認するということで、来年に更なるその見直しと新たな対策を検討してまいります。税の問題についても、そういう中で何が必要かよく検討していきたいと考えます。○川田龍平君 この問題についても既に多くの委員の方から指摘がされているんですが、二〇〇六年度の排出量のうち、三十六の事業所が一部ガスの排出量を非開示、二十三の事業所が事業所合計まで非開示といふ、法制度の趣旨を逸脱しかねない対応をされております。

先ほどの答弁で、自治体の公表を知らなかつた、これからはそうしたこと踏まえて厳格に対応したいと経産省の方が答弁をされていましたけれども、自治体と関係なく公表すべきではないかと考えますが、その意味で、内閣総理大臣以下各省庁所管の大蔵連名による温暖化対策推進法の二十二条の三における権利保護が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について、二〇〇七年四月二十日に環境省の報道発表資料にて、請求を認める決定に係る規定の濫用がないよう厳正かつ公平な判断を行ふものとするとあり、さらに、報

告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手可能な状態にある場合には、又は通常一方に経産省、環境省の共管で使われているというふうに認識しておりますこの予算ですが、衆議院の環境委員会で参考人として発言された飯田哲也さんも、石炭税について天然ガスと同コストになる程度まで課税をするべきではないかというような旨も発言しておりますが、それについてはいかがお考えでしようか。

○政府参考人(南川秀樹君) 課税の問題、これに限らず税金をどうするか、非常に大事な問題だとございます。需要を減らすにしても、またエネルギー源を替えるにしても、税制をどうするか非常に大きな影響を持つてまいるところでございます。

私も、まだそこまで実は検討が進んでおりません。現状では、目達計画を見直しまして、その達成状況を今年は二回確認するということで、来年に更なるその見直しと新たな対策を検討してまいります。税の問題についても、そういう中で何が必要かよく検討していきたいと考えます。

○政府参考人(南川秀樹君) この基準につきましては、その権利利益が害されるおそれの有無の基準につきましてはかなり厳しい基準だということを考えておるところでございます。

いずれにしましても、これ、制度としては私どもしっかりしていると思っておりまして、やはり我々政府の中で関係各省、環境省も含めてでございますけれども、その厳格な運用が行われるということが必要でございまして、そういった考え方を忘れないで審査をしていくことかと思いまます。

○川田龍平君 この趣旨からすれば、自治体の開示があつてもなくとも国は公表すべきではないかと考へます。

そこで一つの事例ですが、中央環境審議会と産業構造審議会は二〇〇七年の一月から六回にわたりて合同で審議会を開催し、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、化管法の評価や課題の抽出の中での中間的取りまとめが公表されています。その報告書の中では、今後、個別事業者ごとのPRTデータの提供方法を現在の開示請求方式から国による一律公表方式に改めた場合には、個別管理の実施状況を国民はより容易に知り得ることになり、個別事業者の自主管理へのインセンティブは更に高ま

経済産業省も環境省も両方かかわっていますが、この中間報告は否定されいないと思いますが、CO₂の算定・公表・報告制度とどう違うのか、お答えください。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、CO₂の関係でございますけれども、私どもできるだけ一般の方が手に入るようにならうと手がかります。そういう意味で、利用しやすいように事業所単位での集計などを一覧性の高い形で公表しております。また個別事業所のデータにつきましても、環境省に開示請求がございましたらデータを入力したCD-ROMをその場で即日手交するといったことで利便の向上に努めています。したがいまして、現行の各種の制度の並びの中では最先端の形での公表、開示などを実行しているというふうに考えております。

○川田龍平君 経産省さんにもお願いします。

○政府参考人(伊藤元君) お答え申し上げます。

○政府参考人(伊藤元君) お答え申し上げます。それぞれの法律に基づいた形での制度の運用設計についてはそれぞれ議論があるかと存じますが、少なくとも温対法上の温室効果ガスの算定・公表制度に基づいて事業所ごとの排出量を開示することは、事業者が自主的に排出削減の取組を推進する上で大変重要であるという認識を持っています。しかしながら、事業所ごとの排出量を開示することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合には例外的にその情報を不開示とするということが適切であると考えております。

ただ、いずれにいたしましても、今後とも、温室効果ガス算定・公表・報告制度の不開示認定についても、引き続き厳格に運用していくべきです。川田龍平君 この非開示問題について都道府県

に聞いてみましたところ、例えば岡山県の見解は、JFEに関しては排出量が多いこと、非公開であることの問題意識はある。企業の事情によって経済産業省が法にのつて非公開を認めていること、開示請求に応じているというふうに承認をしております。

したがいまして、各地域が、例えば都道府県なし、県としては今年度中に排出量公開の制度化に向け個別の企業と折衝中であり、とりわけ大規模排出事業者JFEとの協議は丁寧にしている。定量的な公開は企業にとってマイナスイメージではなく、年々の企業努力が社会的に認められる一助になるという認識で協議中であるということです。が、これが普通の感覚であると思うんですけども、この都道府県の反応をどう受け止めますでしょうか。

○政府参考人(内山俊一君) お答えいたしました。温暖化対策法では、温室効果ガス排出削減に向けた国の責務を規定するとともに、地方自治体に對しても地域レベルでの排出削減施策の推進とともに、地域住民に対する排出削減施策の情報提供を自治体の責務として規定をしているところでございます。

他方、報告した情報が公開されることにより当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると判断するときは権利利益の保護に係る請求ができることとなつております。

○川田龍平君 大臣に今の件でちょっと。ちょうど途中をはしまるんですけど、この公表制度、やはり一律に公表すべきではないかと考えるんですけど、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(鴨下一郎君) 先ほども同様のお話に申上げましたが、最終的には、自治体の中には国よりもより熱心なところもあるわけですから、その自治体の取組を尊重するということが第一。加えて、権利利益を侵害するかどうかと、こういうことについては、もし判断をするとすれば、より透明性を高めて、そしてその判断のプロセスがしっかりと国民の皆さんに開示できるような、こういうようなことを心掛けるべきだと、こういうふうに考えておりま

す。川田龍平君 地方自治体の削減の実行計画を立てることがこの改正法で義務付けられておりますが、その削減計画は事業者単位で行われるのに、自治体の中で占める排出量が極めて大きい事業所の総量を知らずにどうやって計画を立てるのかと

いうことになります。これについてもお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、今回の非開示ガスについてのデータについて非開示の場合はございます。ただ、全体として、工場、事業者全体としての温室効果ガスの排出量については公表していると、開示請求に応じているというふうに承認をしております。

したがいまして、各地域が、例えば都道府県なり指定都市が、今度新しい法律が変わりますれば、それに応じて実行計画を作る。その中で、その区域の事業者、住民の排出抑制に関して行う活動の促進について様々な連携をしていくということについての大きな支障は出ないというふうに考えておるところでございます。

また、さらに、対策を今後取つていく場合には、企業がその協議会をつくって地方公共団体と連携していく場もあるわけでございますし、また、どうしても国の協力が必要と、もちろん協力をしますけれども、国に具体的な協力を要請するということも可能な仕組みになっております。そういう意味で、現行の制度で大きな支障が出ることはないと考えております。

○川田龍平君 大臣に今の件でちょっと。ちょうど途中をはしまるんですけど、この公表制度の原料となる木材の半分はオーストラリアのタスマニア産で占められています。つまり、日本で紙の原料となる木材チップのうち、天然由来のものがほとんどがオーストラリア、その半分がタスマニアから来ています。

また、ある研究では、タスマニアの成熟林においては、炭素吸収量がIPCCの想定の十倍との指摘もありますが、このタスマニアの天然林伐採に對して、現地では反対の声と賛成の声と世論を二分した中で住民同士の不幸な対立を招いているとのことでした。しかも、日本の紙の生産、消費量は世界第三位。一人当たりの紙消費量は二百七十七キロに当たり、世界第六位の規模です。四人家族だと約一トン、直径十四センチ、高さ八メートルの立ち木二十本分に当たります。

これは環境大臣にお伺いしたいんですが、温暖化防止と生物多様性とは密接不可分であり、昨日のG8環境大臣会合の議長締結でも、生物多様性は最優先の政治課題であるとし、違法伐採に取り組むこともうたっていますが、大臣はこのタスマニアの原生林伐採についてはどのような認識を持たれておられますでしょうか。

○国務大臣(鴨下一郎君) 今お話しになつたように、NGOの中に生物多様性保護の観点からタスマニアにおける森林管理について問題視している

と、こういうようなNGOがいらっしゃるというようなことは承知しております。

また、タスマニア州政府及びオーストラリア政府の方からは、このタスマニアの森林は州政府の法律にのっとって適正に管理をしていると、こういうような旨のことも伺っております、それぞれの見解異なるわけありますけれども、私たちとしても注意深く見守りつつ、先生おっしゃるよう、本来の目的である生物多様性の保護が損なわれないように見守つてまいりたいと、こういうふうに思います。

○川田龍平君 日本の森林問題を統括する林野庁は、このタスマニア問題についてはどうのような認識を持たれているのか、また、日本の製紙原料の四分の三が輸入原料で極めて木材自給率が低く、タスマニアの自然破壊による輸入チップで日本の紙生産が行われている現状についてはどのような認識を持つおられるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(島田泰助君) 御指摘のタスマニアの原生林の伐採につきましては、現地の環境NGOが、伐採自体については合法であるということは認めつつも、原生林が大規模に伐採されてしまう、また伐採された後そこへ火入れが行われているとか、その後单一の樹種の植林が行われているというような指摘がなされていることは我々も承知しているところでございます。

しかしながら、一方、オーストラリアの連邦政府、またタスマニアの州政府は、現地の森林施設については森林の保護と利用のバランスを取ることを目的とした法規制に基づけば適正に行われているという主張をなされているところでござります。そうした両方の意見が対立しているというような状況であるという事実については私ども認識をしているところでございます。

また、先生御指摘いただきました海外から多量の部分の輸入に頼っているその現状どうかという御指摘ございますが、我が国の木材需要量に占める国産材供給量の割合、いわゆる木材の自給率

につきましては、平成十四年が一八・二%というところで最低を記録をしたわけでございますけれども、その後、国際的な木材需要の動向、それから外材価格が上昇するというような、そういうような中で、国内における間伐材の合板、集成材への利用が増加しているとか、そういうようなことも含めまして、平成十八年におきましては自給率二〇・三%ということで回復の兆しが見えているところでございます。

○川田龍平君 御指摘のバルプの部分の自給率につきましては、国内における需要の約一八%が輸入でございまして、紙パルプの原料となる木材チップにつきましては、紙パルプが輸入であるというのは御指摘のとおりでございます。また、国产のバルプにつきましても、紙パルプの原料となる木材チップにつきましては、紙パルプの原料となる木材チップにつきましては、紙パルプが輸入であるというのは御指摘のとおりでございます。

こうしたことについては、国产原料を大ロットで安定的に供給できる体制が輸入品と比べて十分でないというようなことがやはりその大きな原因の一つにあるんだというふうにして我々も考えております。今後、我が国の森林資源、成熟していくわけでございますので、利用可能な資源が充実していくことから、国产材の供給力更に増加するということが期待されているところでございます。

こうしたことの中で、森林施設を集約化して低成本化による大きなロットでの原木供給の取組を進めること、また、製材、合板用に向けられる原木と併せてチップ用の原木の安定供給を図ることなどに取り組みたいというふうにして思っています。

林野庁としては、こうした取組を通じまして、国産材の利用拡大に更に取り組んでまいりたいと思います。そういうふうにして考えているところでございます。

○川田龍平君 この自給率の低い日本に、タスマニアからの輸出が日本の製紙業界を支え、それがAFSで括弧付き合法性を与えられています。この認証制度の世界の現状と、認証制度の格付があるとするとAFSはどのような水準として評価しているのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(島田泰助君) 森林認証制度につきましては、森林経営の持続性環境保全への配慮などについて独立した民間の第三者機関が独自の基準に基づきまして評価、そして審査を行い認定を行うという、あくまでも自主的な活動でございまして、一般的な需要者がその意義を評価するものであるというふうにして考えてございます。

○川田龍平君 果たしてこのAFS認証制度が、グリーン購入法との絡みでもこの認証制度というのが利用されて、古紙が今一〇〇%リサイクルではなくなってきた現在で、この認証制度といふのがグリーン購入法との絡みでもあるわけです。

が、本当にこの生物多様性の保護につながるような認証制度であるのかどうかということが院内集会で厳しく批判を受けていました。

つまり、世界の認証制度は大きく二つの傾向があつて、生物多様性の価値に基づいて判断していく、FSCのような、代表される流れがあつて、さらにはこういった森林を伐採しても認証してしまうような制度もあるという中におきまして、やはり環境省が是非、オーストラリアの原生林の自然破壊を止めるために環境省としてグリーン購入法などの制度も使つて守つて守つていただけるよう努めさせていただきたいと思っております。

特に、日本の洞爺湖サミットで議長国というような名譽ある地位を今後しっかりと務めていただくために、こうした世界の生物多様性の問題についてもしっかりと配慮していただきながら、環境省としてこの問題に是非特別こういうチームをつくって当たつていただけないかと。特にタスマニアの原生林を守るために特別チームみたいなもの環境省に設置して、環境省としての対応を検討していただけないかどうか、大臣に一言いただきたいたいと思います。

○國務大臣(鶴ト一郎君) グリーン購入法につきましては、先日来、製紙メーカーとの間でいろいろな問題があつて、今まさにそれを受けてどういふうに改善するかと、こういうようなことを検討している最中でございます。また、加えまして、生物多様性については、もうまさに今ドイツのボンでCOP9が行われているわけで、私もお許しいただければ後半に出席をさせてもらおうと思っています。

そういう観点からも、世界の生物多様性に日本が寄与できるように、そして日本政府としても貢献できるように、こういうことで最大限我々としても努力をさせていただきます。

○川田龍平君 ありがとうございます。

○委員長(松山政司君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(松山政司君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、加藤修一君が委員を辞任され、その補欠として松あきら君が選任されました。

○委員長(松山政司君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(松山政司君) 次に、生物多様性基本法案を議題といたします。

提出者衆議院環境委員長小島敏男君から趣旨説明を聴取いたします。小島敏男君。

○衆議院議員(小島敏男君) 衆議院環境委員会の委員長の小島敏男でございます。

ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

生物の多様性は、人間の開発行為等により、生物種の絶滅や生態系の破壊、外来種等による生態系の攪乱等、深刻な危機に直面しております。また、地球温暖化等の気候変動は、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあること

から、地球温暖化の防止に取り組んでいくことも大きな課題となつております。

このような状況の下、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、その恵みを将来にわたり受けることができる持続可能な社会の実現に向かへた新たな一步を踏み出す必要があります。

そこで、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示すため、本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに、この基本原則に沿つて、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体について、各々の責務を明らかにしております。

第二に、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならぬものとしております。また、毎年、国会に、生物の多様性的状況及び政府が生じた施策等に関する報告を提出しなければならないものとしております。

第三に、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物多様性国家戦略を環境基本計画を基本として定めなければならないものとしております。

また、都道府県及び市町村は、この生物多様性国家戦略を基本として、単独若しくは共同して、生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならぬものとしております。

第四に、国は、地域の生物の多様性の保全、国土及び自然資源の適切な利用等の推進、地球温暖化の防止等に資する施策の推進、事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進等に必要な措置を講ずるものとしておりま

す。

第五に、政府は、この法律の目的を達成するた

め、野生生物の種の保存、森林・里山・湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

本法は、本日も御質疑に入ります。

○委員長(松山政司君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○市田忠義君 まず、提案者にお伺いいたしま

す。

○市田忠義君(松山政司君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○市田忠義君 まず、提案者にお伺いいたしま

す。

本法案には、計画の立案段階での生物多様性の環境アセスの推進が盛り込まれています。政策上、環境アセスメントの対象とする戦略的環境アセスメントと併せて、日本では既に先進国で実施をされていますが、この戦略的環境アセスメント導入ガイドラインでは、環境影響を受けやすい地域などへの重大な環境影響をあらかじめその立案段階で回避、低減する可能性を検討するために、複数案を対象に比較評価を行うことになります。その複数案には事業を行わない案も含まれるのか含まらないのか。含まれるか含まれないだけで結構ですか

ら、環境省どうぞ。

○政府参考人(西尾哲茂君) 上げます。

○衆議院議員(江田康幸君) 本法案での計画の立案段階での環境アセスといふのは、計画段階の中でもより早い段階での環境アセスの推進を意図して、政策段階環境アセスにより接近したもので、今後、環境アセス制度の拡充強化につながると考えていいのかどうか、簡潔にお答えください。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党的江田康幸でございます。小島委員長に代わりまして、今の市田先生の御質問にお答えさせていただきます。

本法案におきまして事業計画の立案段階から環境影響評価の推進を位置付けた趣旨は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立つております。この生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であるという問題意識に基づいたものでございます。

行政におきましては、昨年四月に環境省が、関係省庁における戦略的環境アセスメント導入のための共通のガイドライン、これを取りまとめました。これを受けて、本年四月に、国土交通省において戦略的環境アセスメントの具体化のためのガイドラインをまとめる取組が進んでいるところでございます。

本法案の提案者といたしましては、第一にこうした戦略的環境アセスメントの取組が促進されること、第二にその実施事例の積み重ねの中でより一層充実したものとなることが大切であって、本条の趣旨とするところでありますので、このようないきめ細かいこの戦略的環境アセスメントの実施を奨励してまいりたいと考えております。

○市田忠義君 じゃ、次に環境省にお伺いしますが、この戦略的環境アセスメント導入ガイドラインでは、環境影響を受けやすい地域などへの重大な環境影響をあらかじめその立案段階で回避、低減する可能性を検討するために、複数案を対象に比較評価を行うことになります。その複数案には事業を行わない案も含まれるのか含まらないのか。含まれるか含まれないだけで結構ですか

ら、環境省どうぞ。

○政府参考人(西尾哲茂君) 上げます。

○衆議院議員(江田康幸君) 本件につきましては、環境省の戦略的環境アセスメント導入ガイドラインにおきましては、事業を行わない案、いわゆるゼロオプションにつきましては、これが適切な場合には代替案に含み得るものとしてしております。

○市田忠義君 事業を行わない案も含まれるといふことがあります。

○國務大臣(鶴ト一郎君) 本件につきましては、これ米国の裁判所において係争中の事案と、こういうようなことで理解をしておりますけれども、影響を避けるよう配慮すべきという内容のこの判決について、生物多様性の保全という観点から、この判決を大臣はどういうふうに受け止めになつておるか、お答えください。

○衆議院議員(江田康幸君) 本件につきましては、環境省としましては、そういう意味においては、本件についての発言は差し控えるべきだらうとうふうに思つております。

ただ、一般的に申し上げまして、ジュゴンは非常に希少と、こういうようなこともあります。全体的に多様性を保つという意味において私たちは注意深く見守つてしまいりたいというふうに考えます。

○市田忠義君 神戸で行われたG8の環境相会議でもこういう議長総括があります。保護地域の重要性が再確認され、世界的な生物多様性を維持するため重要な保護区の生態系ネットワークを発展させる重要性が強調されたという文言があります。

から五か年間実施をいたしましたジュゴンと藻場の広域的調査の際に行いました実地調査では、辺野古地先海域におきましてジュゴンによる海草のはみ跡が確認をされております。

○市田忠義君 辺野古は入るということでありま

す。そこで、大臣にお伺いしたいんですが、今年の一月二十四日にアメリカのカリフォルニア州連邦地裁が、沖縄県米軍普天間基地の辺野古沖移設計画に関連して、ジュゴンへの影響調査を実施していないことは文化財保護法違反だとして影響調査を命じる判決を出しました。アメリカの環境団体の担当弁護士は、判決は保護に値するジュゴンを賛成してまいりたいと考てております。

○市田忠義君 地域の環境アセスメントは、沖縄県に保護されることを確実にするものと述べています。日本の保護団体も、国際的な希少種ジュゴンに悪影響を及ぼすこと認め、かかるべき措置を命じた点で画期的な判決と、そう述べています。

そこで、沖縄の危機に瀕しているジュゴンへの影響を避けるよう配慮すべきという内容のこの判決について、生物多様性の保全という観点から、この判断を大臣はどういうふうに受け止めになつておるか、お答えください。

○衆議院議員(江田康幸君) 本件につきましては、この米国の裁判所において係争中の事案と、こういうようなことで理解をしておりますけれども、影響を避けるよう配慮すべきという内容のこの判決について、生物多様性の保全という観点から、この判断を大臣はどういうふうに受け止めになつておるか、お答えください。

○國務大臣(鶴ト一郎君) 本件につきましては、環境省としましては、そういう意味においては、本件についての発言は差し控えるべきだらうとうふうに思つております。

ただ、一般的に申し上げまして、ジュゴンは非常に希少と、こういうようなこともあります。全体的に多様性を保つという意味において私たちは注意深く見守つてしまいりたいというふうに考えます。

○市田忠義君 神戸で行われたG8の環境相会議でもこういう議長総括があります。保護地域の重要性が再確認され、世界的な生物多様性を維持するため重要な保護区の生態系ネットワークを発展させる重要性が強調されたという文言があります。

○衆議院議員(江田康幸君) 本件につきましては、環境省としましては、この米国の裁判所において係争中の事案と、こういうようなことで理解をしておりますけれども、影響を避けるよう配慮すべきという内容のこの判決について、生物多様性の保全という観点から、この判断を大臣はどういうふうに受け止めになつておるか、お答えください。

○國務大臣(鶴ト一郎君) 本件につきましては、環境省としましては、そういう意味においては、本件についての発言は差し控えるべきだらうとうふうに思つております。

ただ、一般的に申し上げまして、ジュゴンは非常に希少と、こういうようなこともあります。全体的に多様性を保つという意味において私たちは注意深く見守つてしまいりたいというふうに考えます。

○衆議院議員(江田康幸君) 本件につきましては、環境省としましては、この米国の裁判所において係争中の事案と、こういうようなことで理解をしておりますけれども、影響を避けるよう配慮すべきという内容のこの判決について、生物多様性の保全という観点から、この判断を大臣はどういうふうに受け止めになつておるか、お答えください。

すが、新基地の建設地というのは大規模な海の埋立てを伴つて、ダンプカー約三百四十万台分の砂が投入されると言われています。当然海は汚れますし、砂がたまり藻場がなくなるのは避けられないと。しかも、軍用機の飛行経路、装弾場の設置、船舶用埠頭などを隠ぺいした防衛省の皆さん方法書を基にアセスを実施しても、ジユゴン保護に厳しい態度を取るアメリカの裁判所では通用しないことが明らかになつたわけですが、政府は事業を行わない案も複数案に入るという戦略的環境アセスメントの導入ガイドラインの立場に立つて、現在の環境アセスの方法書を抜本的に見直して、絶滅の危機にある沖縄のジユゴンとその生息域の保護を私は図る必要があると思います。

計画の立案の段階での生物多様性の環境アセスの推進が本法に盛り込まれたわけですから、県民の七割もが反対し続いている新基地の建設の中止を決断をして、国際自然保護連合の、〇四年だつたと思いますが、その勧告に基づいてジユゴンの保護区を設定すべきではないかと思いませんが、大臣、いかがでしよう。

○政府参考人(西尾哲茂君) キャンプ・シュワブ沖に建設いたします普天間代替施設につきましては、既に事業者であります防衛省におきまして環境影響評価法、それから沖縄県の環境影響評価条例に基づきましてこれに関しましての環境影響評価の手続を始めておるわけでございます。もはやある面では事後アセスの段階ということで環境影響評価手続が進められておるわけでございまして、それから、この環境影響評価法及び条例においては御質問いただきましたようなゼロオプションの代替案ということは義務付けられておらないと、こういう状況にございます。

○市田忠義君 新基地建設計画というのは普天間基地の基地機能を更に拡大した恒久的な最新鋭の基地造りであり、住民への爆音被害あるいは墜落の危険と隣り合わせの生活を強いる、こういう状況でありますから、これは環境大臣の管轄ではあります。奈良県の大台ヶ原では、シカの食害によりトウヒ林など森林生態系への影響が深刻なもの

ありませんが、新基地建設計画は中止すべきだということを求めて、時間になりましたから終わります。

○川田龍平君 今法律は、生物多様性や生態系を体系的に保護する法律がない中、NGOの方々が二〇〇三年に野生生物保護基本法案をまとめ、そして、今回民主党の皆さんから、現行の自然保護法制度では限界があるとして、議員立法として生物多様性基本法を提出され、衆議院環境委員会で協議の上、委員長提案になったということになります。

この法案によって生物多様性と持続可能な利用についての関係はどうなつていくのか、大変大きさの七割もが反対し続いている新基地の建設の中止を決断をして、国際自然保護連合の、〇四年だつたと思いますが、その勧告に基づいてジユゴンの保護区を設定すべきではないかと思いませんが、大臣、いかがでしよう。

○政府参考人(西尾哲茂君) キャンプ・シュワブは被害を及ぼすものについて捕獲、捕殺を認めているのですが、このようなく極めて直接的な形で法規の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるとあります。これは鳥獣法の改正部分を指していると思われますが、その鳥獣法は被害を及ぼすものについて捕獲、捕殺を認めているのですが、このようなく極めて直接的な形で法規の保全、被害を及ぼすおそれがある場合には、生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるとあります。これは鳥獣法の改

正部分を指していると思われますが、その鳥獣法は被害を及ぼすものについて捕獲、捕殺を認めているのですが、このようなく極めて直接的な形で法規の保全、被害を及ぼすおそれがある場合には、生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるとあります。これは鳥獣法の改

正部分を指していると思われます。また、第十五条で、野生生物の種の多様性に及ぼす影響が回避され、又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用とあります。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党的江田康幸でございます。小島委員長に代わりましてお答えを

させていただきます。

この野生物は、生息環境の変化等に伴いまして個体数が異常に増加し、またほかの生物や生態系に影響を与える場合があるほか、また生活環境性のもたらす恵沢を享受することによって生存しているわけで、生物多様性が人類の存続基盤となつてていることは御承知のとおりでございます。

○衆議院議員(江田康幸君) 人類はこの生物多様性のもたらす恵沢を享受することによって生存しているわけで、生物多様性が人類の存続基盤となつてていることは御承知のとおりでございます。

一方、一部の国々における核開発問題や核兵器などの大量破壊兵器等の拡散、テロとの戦いなど、我が国は国外から新たな脅威にさらされて国民が不安を感じております。安全保障政策は、専守防衛、非核三原則などの基本原則を大前提として、我が国の平和と独立を守つて国民の生命と財産を守るという点で大変重要な基本政策の一つでございます。

この生物多様性の保全と国家安全保障の双方の観点を始め生物多様性の確保に資するというこの考え方から御指摘の規定を設けることとしたわけでございます。

なお、具体的には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の第七条におきまして、その数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要な措置を講ずることとする規定を設けることとする特定期間鳥獣保護管理計画を都道府県が定めることができるものとされております。

特定鳥獣保護管理計画において定める生息環境の保全、被害防除及び個体数調整に関する施策を通じてこの鳥獣の保護が図られて、もつてこの当該地域の生物多様性が確保されるものと理解をしております。

○川田龍平君 さて、この生物多様性国家戦略と安全保障国家戦略が具体的なケースでぶつかり合うときには、これは法の趣旨からすると、どんな形でその紛争を処理する制度設計になつているのか、お伺いいたしました。

○衆議院議員(江田康幸君) 人類はこの生物多様性のもたらす恵沢を享受できるようになってやつたことがあるのかどうか、今後の計画はあるのかどうか、また、文化庁の保護政策としてはどのようなものがあるのか、環境省との連携はどうなっているのか、これまで文化庁としては沖縄でのこの基地建設とジユゴンへの配慮について同意しているのかどうか、ジユゴンを傷つけることは沖縄の文化を傷つけるという指摘についてどのように受け止めているのかをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(大西珠枝君) お答えいたします。文化庁といたしまして、沖縄近海におけるジユゴンの生息地等について独自に詳細な調査を行つたことはございません。また、今後の調査につきまして現在のところは予定しておりません。

なお、環境省等がこれまで実施した調査につきましては適宜情報提供を受けているところでござります。

文化庁といたしましては、文化財保護法によりジユゴンを天然記念物に指定し、捕獲を始めとする現状変更等の規制の対象とし、その保護を図っているところでございます。それから、ジユゴンは希少な海生の哺乳類として天然記念物に指定されているところでございまして、琉球列島の歴史や文化をはぐくんだ重要な要素の一つであると認識しているところでございまして、そういうことであつてはならないと考えております。

○川田龍平君 環境省は、昨年、レッドデータブックにこのジユゴンを加えましたが、ジユゴンをどのような位置付けで保護しようとしているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(櫻井康好君) 昨年の八月に公表いたしましたレッドリストにおきまして、ジユゴンを非常に推定の成熟個体数が少ないということから絶滅危惧ⅠA類に位置付けをしたところでございます。

これでも、沖縄本島の周辺海域におきますジユゴンの生息状況、あるいはえさ場となります藻場の調査を実施をしてきてまいっておりますし、また保護につきましては、漁民を含む地域住民の理解を得るための普及啓発活動を進める、あるいは混獲による、魚を捕るときに混じつて捕つてしまふという混獲による死亡事故を防止するため、ジユゴンが混獲された場合を想定したレスキュー訓練も行つてきたところでござります。

○川田龍平君 最後に大臣、この生物多様性基本法が施行することで、この法の趣旨は今まで聞いてこられたジユゴン保護に関して生物多様性の保全という観点でどのような機能を發揮されていくか、またこの法の成立に伴い関係法の改正がありますが、種の保存法によるジユゴン保護という観点からこの種の保存法の法改正にまで行く可能性について伺つておきたいと思います。

○国務大臣(鷹下一郎君) 今先生がおつしやつているように、沖縄本島周辺海域におけるジユゴ

ン、これは世界的な分布域の個体群と、こについては大変重要であるというふうに認識しています。

今後は、ジユゴンの保護のために漁業者と連携をして、ジユゴンの生育状況に関するモニタリングを行い、必要に応じて種の保存法に基づく希少野生動植物種への指定を含め、適切な対応を検討してまいりたいと思います。

○川田龍平君 ありがとうございました。是非そういった形でジユゴンを保護していただけますようよろしくお願いいたします。

○委員長(松山政司君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これまで、生物多様性基本法案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(松山政司君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松山政司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松山政司君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、来る六月三日午前十時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松山政司君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松山政司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、生物多様性基本法案(衆)

目次

生物多様性基本法案

生物多様性基本法案

前文

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 生物多様性戦略(第十二条―第十三条)

第三章 基本的施策

第二節 国の施策(第十四条―第二十六条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十七条)

附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのつとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本

原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにする生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本の施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現

機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超えて多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となつていて、保全的密接な相互依存関係の中で営まれていることからみれば、生物の多様性を確保するためには、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我々は、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となつていている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危

を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人間の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

(基本原則)

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立つており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後にいても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事

業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)のつどり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設を実施するため必要な法的かつ組織的・社会的条件に応じた総合的な施設を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのつどり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのつどり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等によ

り、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

(国民及び民間の団体の責務)

第七条 国民は、基本原則にのつどり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の

低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのつどり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用の取組等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設を実施するため必要な法的かつ組織的・社会的条件に応じた総合的な措置を講じなければならない。

(施策の有機的な連携への配慮)

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施設相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施設に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施設を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(第二章 生物多様性戦略)

第十一條 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に

関する施設についての基本的な方針

2 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用の

策

4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

3 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。

4 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条规定第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

7 (生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)

第十三条 生物多様性国家戦略は、環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

8 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設を基本として、生物多様性国家戦略を策定するものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十四条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項につ

1 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に

いて定めるものとする。

一 生物多様性地域戦略の対象とする区域

二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講るべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

五 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表する

六 とともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

七 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、農林水産業その他の人活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用、エコツーリズム、有機農業その他の生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにそ

握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、外来生物等による被害の防止

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 (外來生物等による被害の防止)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることから、生物の多様性を図るために、地域の自然的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 (生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有效地に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 (生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにそ

業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するものとする。

2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するためには、必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 (地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に係る施設を促進するため、生物の多様性の状況及びその恵澤を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 (科学技術の振興)

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 (科学技術の振興)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めよう必要な措置を講ずるものとする。

7 (国民の理解の増進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立つており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が必要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施ま

の維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自發的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施設を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 (科学技術の振興)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めよう必要な措置を講ずるものとする。

5 (科学技術の振興)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立つおり、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が必要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施ま

での段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する技術等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の方策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干渴、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第二号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成二十一年六月六日印刷)

平成二十一年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C

する法律(平成十八年法律第四号)及び生物多様性基本法(平成二十年法律第一号)に改める。する請願者 神戸市西区平野町中津八〇三ノ二
田中敏勝 外四千六百五十二名

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、すべてのアスベスト被害者を救済するための、石綿による健康被害の救済に関する法律の改正に関する請願(第二五四八号)

第二五四八号 平成二十年五月十五日受理
すべてのアスベスト被害者を救済するための、石綿による健康被害の救済に関する法律の改正に関する請願
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。